

株主の皆様へ

(第88期定時株主総会招集ご通知添付書類)

第88期 報告書

平成19年4月1日～平成20年3月31日



Contents

株主の皆様へ	1
(第88期定時株主総会招集ご通知添付書類)	
事業報告	2
連結貸借対照表	24
連結損益計算書	25
連結株主資本等変動計算書	26
連結注記表	27
連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本	30
監査役会の監査報告書謄本	31
貸借対照表	32
損益計算書	33
株主資本等変動計算書	34
個別注記表	35
会計監査人の監査報告書謄本	38
事業報告参考資料	39
(ご参考)	
株主優待のご案内・株主メモ	裏表紙

株主の皆様へ



取締役社長

長尾 榮次郎

株主の皆様には、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。ここに、第88期（平成19年度）報告書をお届けするにあたり、ひと言ご挨拶申し上げます。

当期のわが国経済は、前半は堅調な輸出と設備投資に支えられ緩やかな回復が続きましたが、改正建築基準法の施行による住宅建設の落ち込み、米国サブプライムローン（信用力の低い個人向け住宅ローン）問題に端を発した信用収縮懸念と米国経済の後退懸念の台頭、更にはドル安や資源・商品価格上昇などにより、次第に景気の先行きに不透明感が高まりました。

こうした中、株式市場では、昨年夏の参院選後の政治情勢の影響も受けて株価が下落し、更に年を越えてからは、米国の景気後退懸念が一段と強まったことから、3月には日経平均株価が11,787円の安値を付けました。

このような環境のもと当社は、「投信残高倍増3ヵ年計画」に邁進し、投信募集営業については相応の成果をあげましたが、株式営業に於いては、個人投資家の株式売買代金低迷の影響などにより対面営業部門、オンライントレード部門ともに株式委託手数料が減収となり、連結経常利益は36億92百万円（前期比35.8%減）にとどまりました。

当期の配当金につきましては、中間配当は普通配当10円と致しましたが、期末配当金につきましては、普通配当5円とすることをご提案申し上げる次第です。

さて、証券市場を取り巻く環境につきましては、サブプライムローン問題の長期化、エネルギーや食料等の資源価格の高騰、国内政局の先行き不透明感など、今後も厳しい経営環境が続くものと思われれます。

今後につきましては、募集営業では、2年目となる「投信残高倍増3ヵ年計画」の目標達成に向け全力を傾注する所存でございます。株式営業では、対面営業のお客様向けアドバイス付インターネット取引（MARUSANET）を活用した投資情報サービスの普及を図り、新しい株式営業モデルの確立に引き続き取り組んでまいります。加えて、営業員の増強・育成による販売力強化にも取り組む方針です。

また、コンプライアンス体制やお客様情報の保護・管理体制の更なる強化を図るとともに、低コスト経営を維持することにより、当社グループ全体の企業価値向上に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

平成20年6月

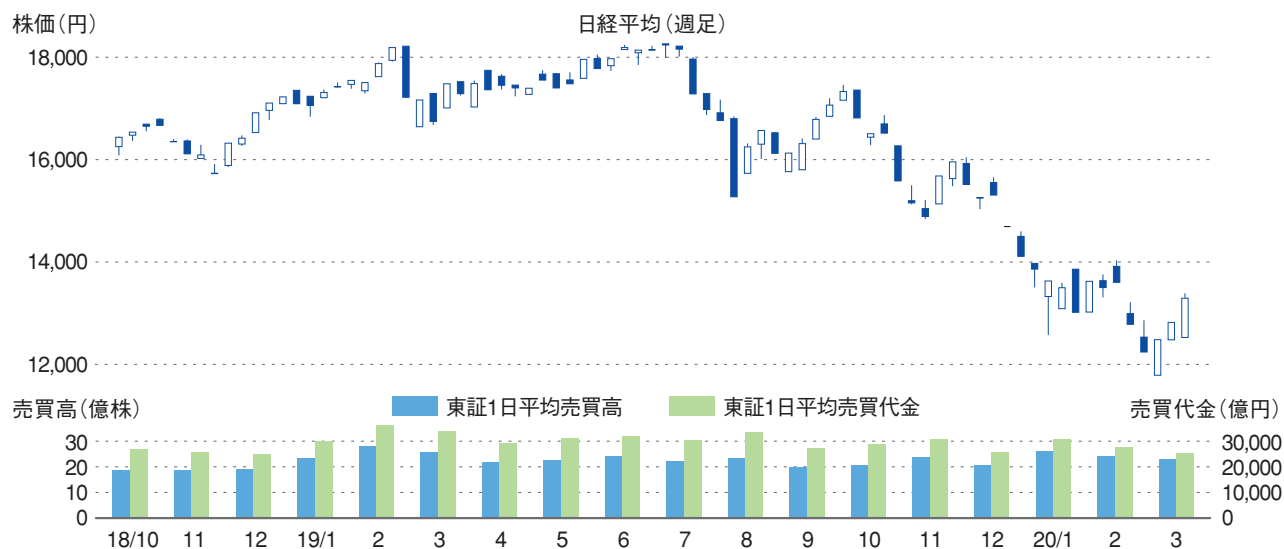
1. 企業集団（当社グループ）の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当期のわが国経済は、前半は堅調な輸出と設備投資に支えられ緩やかな回復が続きましたが、改正建築基準法の施行による住宅建設の落ち込み、米国サブプライムローン（信用力の低い個人向け住宅ローン）問題に端を発した信用収縮懸念と米国経済の後退懸念の台頭、更にはドル安や資源・商品価格上昇などにより、次第に景気の先行きに不透明感が高まりました。

このような環境下当社は、「投信残高倍増3ヵ年計画」に邁進し、投信募集営業については相応の成果をあげましたが、株式営業に於いては、個人投資家の株式売買代金低迷の影響などにより対面営業部門、オンライントレード部門ともに株式委託手数料が減収となり、連結経常利益は36億92百万円（前期比35.8%減）にとどまりました。

日経平均株価および売買高・売買代金



〔株式部門〕

当期の株式市場は、7月9日に日経平均株価が18,261円の高値を付けましたが、米国サブプライムローンの焦げ付き問題が住宅ローン担保証券など証券化商品の価格下落へと広がりを見せ、更にそれが欧州金融機関へも飛び火したことで信用収縮懸念が強まり、7月下旬以降は世界同時株安の様相が強まりました。米国FRB（連邦準備制度理事会）による緊急利下げや流動性の供給、米国政府による1,600億ドル規模の財政出動の決定など金融・財政の両面から手が打たれましたが、欧米金融機関の巨額の損失計上に加え、米国の景気後退懸念の強まりから3月17日には11,787円の安値を付けました。その後、FOMC（米国連邦公開市場委員会）での大幅利下げ、実質破綻となった米国大手証券ベア・スターンズ救済策の具体化等を機に米国株式市場が落ち着きを取り戻す中、日経平均株価も戻りを試す展開となり、12,525円で

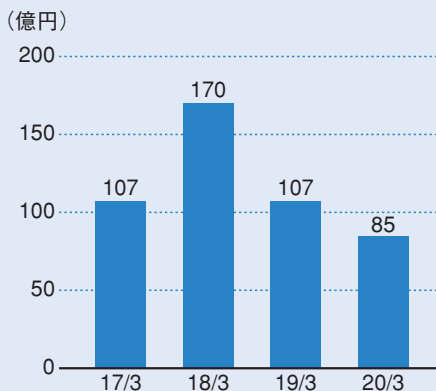
期を終えました。

このような中、高騰する資源価格の恩恵を受取る資源・エネルギー関連銘柄、地球温暖化防止に貢献する環境関連銘柄、株価が大きく下落したことで割安感の強まった銘柄等の選別、情報提供に注力し、市場環境に対応した営業活動を展開しましたが、株式委託手数料収入は85億35百万円（前期比20.7%減）に留まりました。

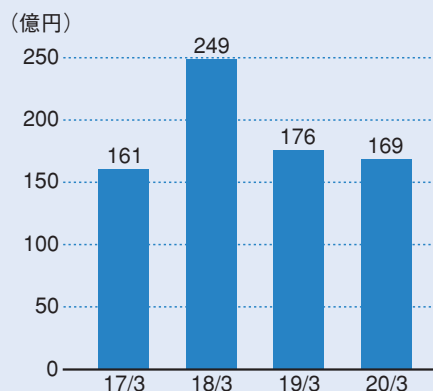
また、引受業務につきましては、新規公開企業そのものが減少する中で、未上場企業への幹事参入活動と、既公開企業への財務戦略提案活動などに努め、新規公開企業5社、既公開企業2社の引受を行いました。

この結果、株式受入手数料収入は86億31百万円（前期比21.6%減）となり、株券等トレーディング損益は67百万円（同17.1%減）となりました。

株式委託手数料



受入手数料



〔債券部門〕

当期の債券市場は、期初1.665%で始まった長期金利（新発10年物国債利回り）は、日銀による追加利上げ観測や世界的なインフレ懸念などを受け、6月には1.985%まで上昇（債券価格は下落）しました。しかし、米国サブプライムローンの焦げ付き問題に端を発した信用収縮懸念による世界的な景気後退懸念から、金利は低下傾向を辿りました。期末にかけても欧米を中心にした金融機関の損失拡大が相次ぎ、長期金利は3月には平成17年7月以来の1.215%まで低下し、期末は1.275%となりました。

こうした中で、債券売買高は先物・オプション取引を含め、6,133億円（前期比8.1%減）となりました。

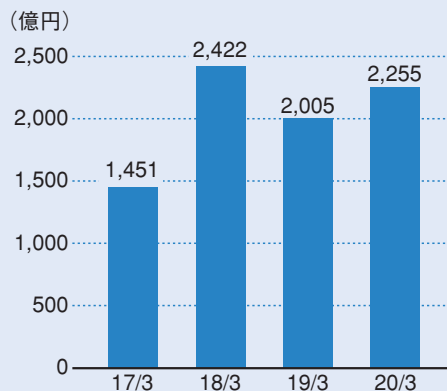
債券発行市場では、金利が低下傾向を辿る中、借り換え需要を含め発行が旺盛となり、普通社債の発行額は9兆4,014億円（前期比37.7%増）となりました。

このような環境の中で、引受政府保証債や地方債など

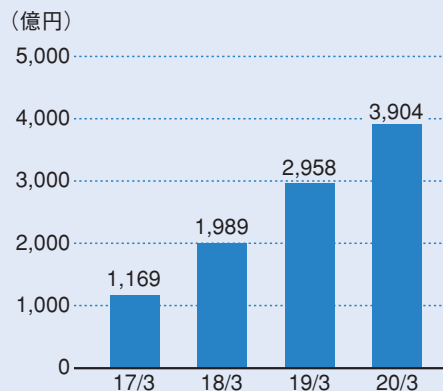
新発債の販売や既発債の売買に注力したものの、国内の債券引受高は256億円（前期比11.6%減）、また売出高および募集・売出しの取扱高は391億円（同13.9%減）となりました。

この結果、債券受入手数料収入は1億44百万円（前期比10.4%減）となり、債券等トレーディング損益は11億4百万円（同58.9%減）となりました。

投資信託取扱高



定期分配型投資信託残高



〔投資信託部門〕

投資信託部門は、定期分配型投信を中心として新規資金による販売に注力し、残高の増加に努めました。定期分配型投信では、米国や欧州、資源国の国債にバランスよく投資する「ダイワ海外ソブリン・ファンド」が販売の中心となり、当期中で残高が1,164億円増加しました。この他、中国、インドをはじめとした高成長が期待できるアジア新興国の企業に投資する「PCAグローイング・アジア株式オープン」、インドの成長企業に投資する「PCAインド株式ファンド（3ヵ月決算型）」を新たに品揃えし取り組みました。

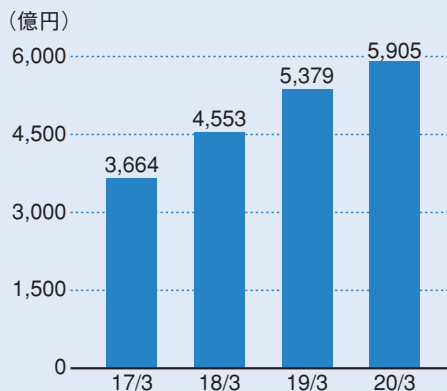
しかし、1月以降は、株価の下落や為替が円高に推移したことにより基準価格が大幅に下落する過程で、販売額も減少傾向を辿りました。

以上の結果、MRFを除いた投資信託の取扱高は2,255億円（前期比12.5%増）となり、当期末の残高は、基準

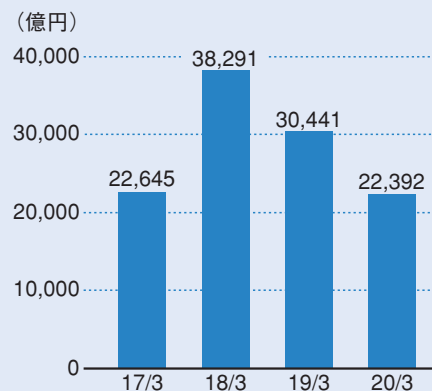
価格の下落はあったものの、定期分配型投信の純増が寄与し5,905億円（同9.8%増）となりました。

この結果、募集手数料が前期比16.5%増、代行手数料が同47.4%増となり、受益証券受入手数料収入は、81億70百万円（前期比27.8%増）となりました。

投資信託残高



オンライントレード 株式委託売買金額



【オンライントレード部門】

当期のオンライントレード部門は、金融商品取引法をご理解いただくための様々な情報コンテンツの作成や、お客様のニーズに応じた多様なセミナーの開催、メールによる定期的な情報配信など、お客様との接点拡充によるマルサントレードの利用促進に努めました。10月には、ホームページを全面リニューアルしたほか、投資信託説明書（目論見書）の電子交付を開始し、お客様の利便性向上を図りました。また、新規に口座開設されたお客様と少額の約定代金を対象にした株式手数料の優遇措置を引き続き実施し、顧客層の拡大を図りました。

しかし、個人投資家の売買代金の低迷が影響し、株式委託売買金額は2兆2,392億円（前期比26.4%減）となりました。

【損益状況】

以上ご報告したような事業活動の結果、当期の当社グループの連結業績は、営業収益198億73百万円（前期

比10.5%減）、経常利益36億92百万円（同35.8%減）、当期純利益16億58百万円（同59.5%減）となりました。

また、当社単体の業績は、営業収益198億73百万円（前期比10.5%減）、経常利益35億23百万円（同36.2%減）、当期純利益11億32百万円（同71.4%減）となりました。

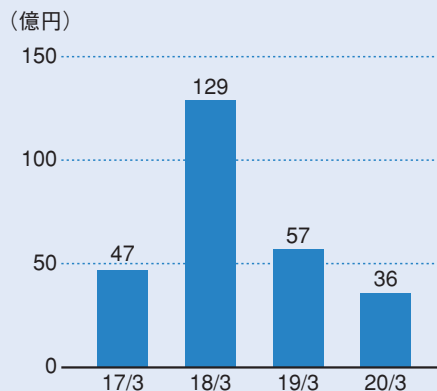
（2）設備投資の状況

設備投資につきましては、ソフトウェアも含め総額4億500万円の投資を実施しました。その主なものは、機能及び能力の増強を目的に携帯トレードシステムを一新したほか、株券電子化に対応するためのシステム投資を行いました。また、顧客宛に投資情報を配信するためのメールシステム「MARUSAN-MAIL」の構築も行いました。

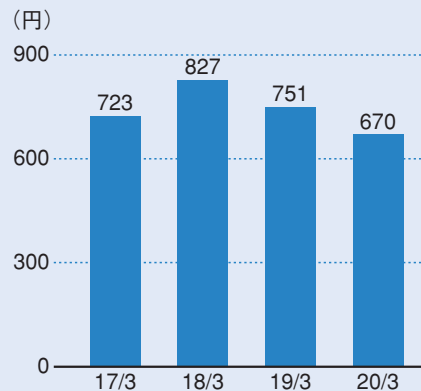
（3）資金調達状況

当期の資金調達につきましては、特に記載すべき事項はありません。

経常利益



1株当たり純資産額



(4) 財産および損益の状況

① 企業集団（当社グループ）の財産および損益の状況

区 分	第85期 (16.4.1～17.3.31)	第86期 (17.4.1～18.3.31)	第87期 (18.4.1～19.3.31)	第88期 (19.4.1～20.3.31) (当連結会計年度)
営 業 収 益	百万円 19,551	百万円 29,850	百万円 22,208	百万円 19,873
(うち受入手数料)	(16,140)	(24,993)	(17,604)	(16,974)
経 常 利 益	4,758	12,996	5,748	3,692
当 期 純 利 益	2,600	7,047	4,092	1,658
1株当たり当期純利益	34円97銭	95円22銭	55円60銭	22円50銭
総 資 産	百万円 117,619	百万円 167,576	百万円 127,430	百万円 87,660
純 資 産	53,288	60,806	55,413	49,494
1株当たり純資産額	723円7銭	827円4銭	751円61銭	670円28銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数（自己株式を控除した株式数）により、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数（自己株式を控除した株式数）により、それぞれ算出しております。
2. 第87期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号）および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。

② 当社（単体）の財産および損益の状況

区 分	第85期 (16.4.1～17.3.31)	第86期 (17.4.1～18.3.31)	第87期 (18.4.1～19.3.31)	第88期 (19.4.1～20.3.31) (当事業年度)
営 業 収 益	百万円 19,549	百万円 29,849	百万円 22,216	百万円 19,873
(うち受入手数料)	(16,140)	(24,993)	(17,605)	(16,974)
経 常 利 益	4,479	12,615	5,525	3,523
当 期 純 利 益	2,405	7,766	3,963	1,132
1株当たり当期純利益	32円32銭	105円00銭	53円86銭	15円35銭
総 資 産	百万円 116,115	百万円 166,987	百万円 127,133	百万円 87,053
純 資 産	52,352	60,570	55,057	48,618
1株当たり純資産額	710円35銭	823円83銭	746円79銭	658円40銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数（自己株式を控除した株式数）により、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数（自己株式を控除した株式数）により、それぞれ算出しております。
2. 第87期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号）および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。

(5) 対処すべき課題

証券市場を取り巻く環境は、サブプライムローン問題の長期化、資源価格の高騰、国内政局の混乱などの先行き不透明感が払拭されず、今後も厳しい経営環境が続くものと思われまます。

こうした状況の中で、当社グループが金融サービス業としてお客様からご支持を受け続けるためには、株式営業および募集営業における資産運用の提案力向上が引き続き重要であると考えております。

株式営業につきましては、お客様一人ひとりのニーズと属性に応じた提案活動を進めるとともに、アドバイス付インターネット取引（MARUSAN-NET）を活用した投資情報の充実を図るなど、お客様満足度の向上に一層努めてまいります。

募集営業につきましては、定期分配型の外債投信や成長力のあるインドやアジア各国に投資する株式投信、更にJ-REIT投信などをバランス良く取り扱い、お客様のポートフォリオ構築に必要な提案を継続し、引き続き営業基盤の拡大を図ってまいります。

また、コンプライアンス体制やお客様情報の保護・管理体制の強化を図るとともに、低コスト経営を維持することにより、当社グループ全体の企業価値向上に努めてまいります。

(6) 主要な事業内容（平成20年3月31日現在）

当社グループは、当社および子会社4社より構成されており、主たる事業は、有価証券を中核商品とする投資・金融サービス業であります。

投資・金融サービス業の具体的な業務として、有価証券の売買および売買等の委託の媒介、有価証券の引受および売出し、有価証券の募集および売出しの取扱い、その他の金融商品取引業を営んでおります。

当社子会社の丸三土地建物株式会社は、営業店舗用土地、建物の賃貸業を、丸三ファイナンス株式会社は投融資業及び保険業務を、丸三エンジニアリング株式会社はコンサルティング業を、株式会社エムエスシーはコンピューター関連事業を営んでおります。

(7) 主要な営業所の状況（平成20年3月31日現在）

当 社

①本店 東京都中央区日本橋二丁目5番2号

②支店 26店

区 分	支 店 数	支 店 名
東北・北陸	3店	会津、新潟、高田
関東	6	今市、太田、伊勢崎、館林、沼田、秩父
都内・首都圏	7	新宿、池袋、三ノ輪、千葉、野田、高津、横浜
中部	2	名古屋、一宮
近畿	3	京都、大阪、川西
中国	3	岡山、広島、呉
九州	2	北九州、福岡

③通信取引 通信販売部コールセンター

(注) 子会社の会社名及び所在地は、(9)重要な子会社の状況に記載しております。

(8) 従業員の状況（平成20年3月31日現在）

①企業集団（当社グループ）の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,018名	57名増	34歳11ヵ月	11年7ヵ月

(注) 1. 平均年齢と平均勤続年数は、契約社員を除いて算出しております。

2. 従業員数には、執行役員11名、歩合外務員62名、投信債券歩合外務員20名は含まれておりません。

②当社（単体）の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,002名	58名増	34歳10ヵ月	11年7ヵ月

(注) 1. 平均年齢と平均勤続年数は、契約社員を除いて算出しております。

2. 従業員数には、執行役員11名、歩合外務員62名、投信債券歩合外務員20名は含まれておりません。

(9) 重要な子会社の状況 (平成20年3月31日現在)

子会社の状況

会社名	所在地	資本金	当社の出資比率
丸三ファイナンス株式会社	東京都中央区	74 百万円	98.1 %
丸三土地建物株式会社	東京都中央区	10	100.0
丸三エンジニアリング株式会社	東京都中央区	50	5.0
株式会社エムエスシー	東京都中央区	40	5.0

(注) 1. 上記子会社4社のすべてが連結されております。

2. 当社の上記子会社4社に対する議決権所有割合は、すべて100.0%であります。

3. 上記子会社の主要な事業内容は、1. (6)「主要な事業内容」(8ページ)に記載しております。

(10) 主要な借入先および借入金額の状況 (平成20年3月31日現在)

借入先	借入金の種類	借入金額
株式会社みずほコーポレート銀行	短期借入金	950 百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	短期借入金	800
三菱UFJ信託銀行株式会社	短期借入金	550
日本生命保険相互会社	短期借入金	500
株式会社三井住友銀行	短期借入金	450
日本証券金融株式会社	短期借入金 信用取引借入金	500 937

2. 株式に関する事項（平成20年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 300,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 75,282,940株
(うち自己株式1,511,863株)
- (3) 単元株式数 100株
- (4) 株主数 33,402名
(前期末比8,908名増加)
(単元株主数32,178名)

- (5) 発行済株式（自己株式を除く）の総数の10分の1以上の数の株式を有する株主
該当事項はありません。

(6) 主な株主の状況（上位10名）（平成20年3月31日現在）

株 主 名	持 株 数	出 資 比 率
1 日本生命保険相互会社	5,811 千株	7.88 %
2 財団法人 長尾自然環境財団	4,746	6.43
3 三菱UFJ信託銀行株式会社	3,365	4.56
4 シービーエヌワイナショナルファイナンシャルサービスエルエルシー	2,652	3.60
5 株式会社みずほコーポレート銀行	2,000	2.71
6 株式会社三菱東京UFJ銀行	1,932	2.62
7 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4）	1,174	1.59
8 長 尾 愛一郎	902	1.22
9 アールビーシーデクシアインベスターサービスバンクアカウントルクセンブルグノンレジデントドメスティックレート	745	1.01
10 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	730	0.99

- (注) 1. 当社は自己株式として1,511千株を保有しておりますが、上記主な株主の状況に記載する大株主から除外しております。
2. 出資比率の算出は、発行済株式から自己株式を除いております。

3. 新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成20年3月31日現在）

名 称	第 4 回 新 株 予 約 権	第 5 回 新 株 予 約 権	第 6 回 新 株 予 約 権
新株予約権の発行日	平成17年7月27日	平成18年7月18日	平成19年8月1日
保有人数 当社取締役	2名	1名	1名
新株予約権の総数	19個（新株予約権1個当たりの目的となる株式数 1,000株）	400個（新株予約権1個当たりの目的となる株式数 100株）	200個（新株予約権1個当たりの目的となる株式数 100株）
新株予約権の目的である株式の種類	当社普通株式	当社普通株式	当社普通株式
新株予約権の目的である株式の数	19,000株	40,000株	20,000株
新株予約権の発行価額または新株予約権と引換えに金銭を払い込むことの要否	無償	金銭を払い込むことを要しない	金銭を払い込むことを要しない
新株予約権行使時の払込金額	1株当たり767円	1株当たり1,699円	1株当たり1,387円
新株予約権の権利行使期間	平成19年6月29日から 平成23年6月28日まで	平成20年6月28日から 平成28年6月27日まで	平成21年7月14日から 平成29年7月13日まで
新株予約権の主な行使の条件	イ：権利行使時において当社または当社子会社の取締役、執行役員または従業員であるか、当社と投信債券歩合外務員契約または歩合外務員契約を締結していることを要する。 ロ：新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できる。 ハ：新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。		
新株予約権の消却事由および条件または新株予約権の取得の条件	新株予約権者が権利を行使する前に、当社または当社子会社の取締役、執行役員または従業員の地位を喪失する等、上記「新株予約権の主な行使の条件」に該当しなくなった場合、無償で消却する。 新株予約権者が権利を行使する前に、当社または当社子会社の取締役、執行役員または従業員の地位を喪失する等、上記「新株予約権の主な行使の条件」に該当しなくなったときは、同時に、無償で当社に移転し、自己新株予約権となる。		

(2) 当期中に当社従業員に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名 称	第 6 回 新 株 予 約 権
新株予約権の発行日	平成19年8月1日
交付時の人数 当社従業員	127名
新株予約権の総数	840個（新株予約権1個当たりの目的となる株式数 100株）
新株予約権の目的である株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的である株式の数	84,000株
新株予約権と引換えに 金銭を払い込むことの要否	金銭を払い込むことを要しない
新株予約権行使時の払込金額	1株当たり1,387円
新株予約権の権利行使期間	平成21年7月14日から 平成29年7月13日まで
新株予約権の主な行使の条件	イ：権利行使時において当社または当社子会社の取締役、執行役員または従業員であるか、 当社と投信債券歩合外務員契約または歩合外務員契約を締結していることを要する。 ロ：新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できる。 ハ：新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。
新株予約権の取得の条件	新株予約権者が権利を行使する前に、当社または当社子会社の取締役、執行役員または従業員の 地位を喪失する等、上記「新株予約権の主な行使の条件」に該当しなくなったときは、同時に、 無償で当社に移転し、自己新株予約権となる。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（平成20年3月31日現在）

氏名	地位	担当
長尾 榮次郎	取締役社長 (代表取締役)	
清水 俊文	取締役副社長 (代表取締役)	営業本部・法人本部・引受本部・通信販売部管掌
水野 善四郎	専務取締役	エクイティ本部長、調査部管掌、ディーリング部担当
西澤 益男	取締役	
中野 茂	取締役	法人本部長、債券部長
智田 農	取締役	内部管理統括責任者、監理本部長
高橋 耕司	取締役	人事部・総務部・労務担当、企画部長
中久保 慎一	常勤監査役	
片桐 正雄	常勤監査役	
小久保 恒哉	常勤監査役	
築地原 和夫	監査役	

- (注) 1. 取締役 西澤益男氏は社外取締役であります。
 2. 取締役 中野茂氏および取締役 高橋耕司氏は常務執行役員、取締役 智田農氏は執行役員を兼任しております。
 3. 常勤監査役 中久保慎一氏および常勤監査役 片桐正雄氏は社外監査役であります。
 4. 尚、取締役 智田農氏は、平成20年4月28日をもって辞任しました。

(2) 取締役および監査役の他の法人等の代表役員状況、兼職状況

地位	氏名	兼職先会社名	兼職の内容
取締役	智田 農	丸三エンジニアリング株式会社 株式会社エムエスシー	取締役 取締役
取締役	高橋 耕司	丸三土地建物株式会社 丸三ファイナンス株式会社 丸三エンジニアリング株式会社	代表取締役 取締役 取締役
監査役	中久保 慎一	丸三ファイナンス株式会社 丸三土地建物株式会社 丸三エンジニアリング株式会社 株式会社エムエスシー	監査役 監査役 監査役 監査役
監査役	片桐 正雄	丸三ファイナンス株式会社 丸三土地建物株式会社 丸三エンジニアリング株式会社 株式会社エムエスシー	監査役 監査役 監査役 監査役
監査役	小久保 恒哉	丸三ファイナンス株式会社 丸三土地建物株式会社 丸三エンジニアリング株式会社 株式会社エムエスシー	監査役 監査役 監査役 監査役

- (注) 1. 尚、智田農氏は、丸三エンジニアリング株式会社の取締役を平成20年4月28日をもって辞任しました。

(3) 執行役員の氏名等（平成20年3月31日現在）

氏名	地位	担当
中野茂	常務執行役員	(前掲)
高橋耕司	常務執行役員	(前掲)
小林守	執行役員	営業本部長、証券貯蓄部長、投資営業部長、投資信託部長
原田哲也	執行役員	調査部長
工藤信行	執行役員	大阪支店長
當麻多才治	執行役員	通信販売部担当
山崎昇	執行役員	財務部長、証券管理部長
小祝寿彦	執行役員	エクイティ部長
智田農	執行役員	(前掲)
小川原孝一	執行役員	システム部長
田中明彦	執行役員	引受本部長

(注) 1. 尚、執行役員 智田農氏は、平成20年4月28日をもって辞任しました。

(4) 取締役および監査役に支払った報酬等の総額

区分	人数	報酬等の額
取締役	7名	149百万円
監査役	4	31
合計	11	181

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役3名の使用人分給与58百万円は含まれておりません。
2. 取締役の報酬等の額には社外取締役1名、監査役の報酬等の額には社外監査役2名の報酬が含まれております。
3. 取締役の報酬等の額には、役員賞与引当額20百万円が含まれております。
4. 取締役の報酬等の額には、ストックオプションによる報酬として費用処理した額11百万円が含まれております。
5. 上記報酬等の額には、役員退職慰労金の第88期（平成19年4月1日から平成19年6月27日まで）に対応する額（取締役3百万円、監査役45万円）を含んでおります。
- 尚、役員退職慰労金制度は、平成19年5月17日の取締役会決議により、第87期定時株主総会終結の時（平成19年6月27日）をもって廃止しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取締役	西澤 益 男	当期開催の取締役会21回の全てに出席し、主に証券業の経営経験者としての観点から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。また、濫用的企業買収に対する対応方針に係る特別委員会の委員、取締役会の諮問機関である執行役員の報酬委員会の委員として活動しております。
監査役	中久保 慎 一	当期開催の取締役会21回の全てに出席し、また、監査役会14回の全てに出席し、取締役会の意思決定の適法性・妥当性を確保するための観点から発言を行っています。また、当社子会社の監査役を兼任しております。
監査役	片桐 正 雄	当期開催の取締役会21回のうち20回に出席し、また監査役会14回の全てに出席し、取締役会の意思決定の適法性・妥当性を確保するための観点から発言を行っています。また、当社子会社の監査役を兼任しております。

② 社外役員の報酬等の総額

	人 数	報 酬 等 の 額
	名	百万円
社外役員の報酬等の額	3	39

上記報酬等の額には、役員退職慰労金の第88期（平成19年4月1日から平成19年6月27日まで）に対応する額（監査役30万円）を含んでおります。尚、役員退職慰労金制度は、平成19年5月17日の取締役会決議により、第87期定時株主総会終結の時（平成19年6月27日）をもって廃止しております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	支 払 額
	百万円
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	24
当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社の重要な子会社のうち、丸三ファイナンス株式会社は、当社の会計監査人以外の会計監査人の計算書類監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である財務報告に係る内部統制に関する助言・指導業務を委託し対価を支払っています。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、原則として、会計監査人が監査業務を適正に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の同意または請求により、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に提出します。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

当社は、会社法第362条第4項第6号及び会社法施行規則第100条に基づいて実施すべき内部統制システムの構築について、下記の如く基本方針を定め、その実現、整備に努めることにより、適法かつ効率的な業務体制を確保するものとする。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する体制（会社法第362条第4項第6号、同施行規則第100条第1項第4号）

- ① 役職員の職務の執行が金融商品取引法その他法令諸規則及び社内規程に適合し、かつ企業としての社会的責任を果たすため、「コンプライアンス原則」を定め、全役職員に周知徹底する。
- ② 監理本部をコンプライアンス担当部門とし、社内研修を実施し、役職員の意識を高め、コンプライアンスを尊重する社風を醸成する。
- ③ 監理本部内部監査部は、内部統制全般の有効性・妥当性について監査を実施し、その結果を代表取締役、社外取締役および監査役へ報告する。
- ④ 代表取締役、社外取締役、監査役等に直接報告できる通報制度を設けるとともに、従業員には「就業規則」により、法令や社内規則に反する行為を知り得た者は、その事実を報告する義務を課し、社内の不正を早期発見、是正することにより公正な企業風土を構築する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制（会社法施行規則第100条第1項第1号）

株主総会、取締役会、執行役員会及び経営会議の各議事録、稟議書、重要な契約書等については、社内規程に基づき適切に管理保存する。

(3) 損失の危険の管理に関する規定その他の体制（会社法施行規則第100条第1項第2号）

- ① 株式市場の変動をはじめとする市場リスクについては、「リスク管理規程」に従い、財務部においてリスク管理を行い、代表取締役にその管理状況を報告する。
- ② 情報漏えいリスクについては、「セキュリティーポリシー」及び「プライバシーポリシー」を宣言し、監理本部は「個人情報保護に関する基本規程」を作成して、社内各部署に配置された情報セキュリティー管理者を統括し、情報漏えいの未然防止に努める。
- ③ システム障害のリスクについてはシステム部において「コンピューターシステムに係るコンティンジェンシープラン」を作成し、障害の未然防止、

障害発生時の影響の極小化、障害からの迅速な復旧に努める。

- ④ 株式等の誤発注に係るリスクについては、「有価証券等の注文管理体制規程」及びシステムチェックにより、それぞれの発注部署において防止に努める。
- ⑤ 各部門は、それぞれの業務に関する潜在的なリスクの把握とその未然防止に努める。
- ⑥ 監理本部は、各部門のリスク管理の推進とそのリスク管理状況のチェックを行い、代表取締役へ報告する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第100条第1項第3号）

- ① 執行役員制度を採用し、取締役会の簡素化と業務執行の責任の明確化を図る。
- ② 取締役は、業務執行状況の報告を行う執行役員会及び重要な案件の審議を行う経営会議において、取締役間及び執行役員との情報の共有化・議論の深化を図り、意思決定の迅速化に努める。
- ③ ストックオプションの実施により、業績向上、企業価値向上に対する意識の強化を図る。

(5) 当該株式会社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制（会社法施行規則第100条第1項第5号）

当社グループの業務の適正を確保するため、「関係会社管理規則」に基づき、関係会社毎に担当部署を定め、適切に管理する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項（会社法施行規則第100条第3項第1号）

監査役が設置を求めた場合は、監査役の職務を補助すべき使用人を配置する。

(7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項（会社法施行規則第100条第3項第2号）

監査役が設置を求めた場合に、設置した当該使用人についての人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとする。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制（会社法施行規則第100条第3項第3号）

- ① 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちにその事実を監査役に報告する。
- ② 内部監査の結果については、監査役へ報告し、監査役から依頼があるときは、その依頼に基づき内部監査を実施する。
- ③ 執行役員会、経営会議、部店長会議、検査報告会をはじめ社内的重要な会議に、監査役が出席でき

る体制を確保する。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第100条第3項第4号）

- ① 代表取締役は、全役職員の監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境整備に努めるものとする。
- ② 代表取締役は、監査役との定期的な会合を持ち、経営方針を説明し、会社に対処すべき課題・監査上の重要課題などについての意見交換に努めるものとする。
- ③ 内部監査部門は、監査役との緊密な連携を図り、監査役の職務遂行を補助する体制の確保に努める。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針

当社は、創業以来「顧客本位」を経営理念として掲げ、お客様のニーズにあった情報サービス及び商品の提供を基本とした経営により、「顧客満足」を追求し、お客様との信頼関係を築いてまいりました。

また、当社は、証券業を通じて社会に貢献し、何よりも証券市場における公正な価格形成を実現し維持することを経営理念の一つの柱として掲げております。そのためには、証券市場の担い手である多くの証券会社と共に、当社が企業の主体性を確立し、独自の相場観、銘柄観を投資家の皆様に提供することが、多様な価値観の統合による公正な価格形成に資することであり、証券市場の健全な発展に寄与するものとの強い確信を持っております。当社株主の皆様のご共同利益の基盤となるのは、公正且つ健全な証券市場であります。

当社は、証券業務に求められるこのような公共性、顧客満足及び経営の効率性のいずれをも実現し、且つ継続していくことにより、当社の企業価値ないし当社株主の皆様ご共同の利益の最大化が実現され、当社の事業を構成する全てのステークホルダー（株主、顧客、従業員、社会等）に利益をもたらすと考えております。

昨今、新しい法制度の整備や企業構造・企業文化の変化等を背景として、対象となる会社の経営陣との十分な協議や合意のプロセスを経ることなく、突如として株券等の大規模な買付けを強行するといった動きが顕在化しつつあります。かかる大規模な買付けの中には、その目的等から見て企業価値ないし株主のご共同の利益に対する

明白な侵害をもたらすもの、株主に株券等の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象となる会社の取締役会や株主が買付けの条件等について検討し、或いは対象となる会社の取締役会が代替案を策定するための十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の企業価値ないし株主のご共同の利益に資さないものも少なくありません（以下、対象会社の企業価値ないし株主のご共同の利益に資さない買収一般を総称して「濫用的企業買収」といいます。）。

将来当社が、このような濫用的企業買収の対象となった場合には、当社の企業価値及び当社株主の皆様ご共同の利益の維持・向上に向けて行ってきた当社の取組みが途絶し、結果として当社株主の皆様が将来獲得できる利益を害することも考えられます。

また、当社には親会社等の支配株主や安定株主が存在しないことや、いわゆる持合解消の趨勢のもと、当社株式の市場における流動性が高まっていること等々に鑑みると、当社に関しては、当社株主の皆様にご十分な情報及び時間が提供されないままに突如として大規模買付行為が実施され、結果として当社の企業価値ないし当社株主の皆様ご共同の利益が毀損されることとなる可能性を一概に否定できないものと考えられます。

勿論、大規模買付行為に該当する買付行為であっても、当社の企業価値ないし当社株主の皆様ご共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、当社は、株式会社の支配の移転を伴う大規模な買付けの提案に応じるべきか否かの判断は、最終的

には当社株主の皆様のご意思に基づき行われるべきものと考えております。しかしながら、当社株主の皆様が仮に大規模買付行為に係る提案を受けた場合に、当社の企業価値を構成する諸要素を十分に把握した上で、当該大規模買付行為に応じることの是非を適切に判断することは、必ずしも容易ではありません。

当社は、こうした事情に鑑み、大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを当社株主の皆様が適切に判断するために必要な情報や時間を確保し、当社株主の皆様が代わって当社経営陣が大規模買付行為者と交渉を行うとともに、当社の企業価値を損なうないし当社株主の皆様共同の利益に反する大規模買付行為についてはこれを抑止する方針です。

(2) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

基本方針に照らして、不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する取組みとして、当社は平成18年6月27日開催の定時株主総会の承認により「濫用的企業買収に対する対応方針（買収防衛策）」（以下、本対応方針といいます。）を導入しました。

本対応方針の具体的内容は、当社の平成18年5月29日付プレスリリース「濫用的企業買収に対する対応方針（買収防衛策）の導入について」（39頁から59頁参照）にて公表しておりますが、概要は以下の通りです。

当社株券等を対象とする大規模買付行為¹⁾を行う者（以下、大規模買付行為者といいます。）が現れた場合、当社は、大規模買付行為者から大規模買付行為に関する情報の提供を求め、当該大規模買付行為その他関連する諸事情についての情報収集・検討等を行う期間を確保した上で、当社株主の皆様に対する当社取締役会の代替案等の提示や大規模買付行為者との交渉を行います。

そして、当社取締役会は、当該大規模買付行為が、当社が定める手続に従わない場合又は濫用的企業買収に該当する可能性があると思われる事情が存すると判断する場合に、原則として、大規模買付行為者及びその関係者による権利行使は認められないとの差別的行使条件を付した新株予約権の発行を決議します。

なお、当社取締役会は、差別的行使条件付新株予約権の発行決議を行うに際しては、必ず社外取締役及び社外の有識者で構成する特別委員会にその是非を諮問しなければならず、特別委員会が行う勧告を最大限尊重いたします。

(3) 当社取締役会の判断及び理由

イ) 本対応方針が基本方針に沿うものであること

本対応方針は、当社株主の皆様に対し、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をするための必要且つ十分な情報及び時間を提供するものであり、当社の企業価値ないし当社株主の皆様共同の利益の最大化を目的として導入されたものです。

また、本対応方針が遵守されない場合、又は本対応方

1) 「大規模買付行為」とは、特定株主グループの議決権割合を15%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が15%以上となるような当社株券等の買付行為を言い、いずれも事前に当社取締役会が同意したものを除きます。

針が遵守された場合であっても、当社の企業価値及び当社株主の皆様共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある大規模買付行為であると認められる場合には、当社は新株予約権の発行を決議することがありますが、かかる決議は、当社の企業価値ないし当社株主の皆様共同の利益を最大化させることを目的として行われるものです。

以上から本対応方針は基本方針に沿うものです。

ロ) 本対応方針が当社株主の皆様共同の利益を損なうものでないこと

本対応方針は、上記イ)に記載の通り、当社の企業価値ないし当社株主の皆様共同の利益の最大化を目的としたものであり、平成18年6月27日に開催された当社定時株主総会で承認されて導入したものです。

また本対応方針では、大規模買付行為者を除き、当社の議決権の2分の1以上を有する当社株主の皆様（ただし大規模買付行為者を除きます。）が大規模買付行為者が行う公開買付に応じる意思を表明した場合には新株予約権の発行ができないこととしている他、本対応方針に重要な改廃がある場合には、株主総会において当社株主の皆様の意思を確認させていただくことを予定しています。

以上から、本対応方針は当社株主の皆様共同の利益を損なうものではないだけでなく、株主の皆様を重視しております。

ハ) 本対応方針が当社役員の地位の維持を目的としたものでないこと

本対応方針は、その合理性・公正性を担保するために、取締役会から独立した機関として、特別委員会を設置しています。そして、当社取締役会は特別委員会への諮問を経なければ新株予約権の発行を決議できないものとされています。このように、特別委員会は、当社取締役会がその自己保身のために大規模買付行為に対して不当に対抗措置を講じることがないよう機能しますので、本対応方針は当社役員の地位の維持を目的としたものではありません。

連結貸借対照表

平成20年3月31日現在

■資産の部

単位：百万円

科 目	当連結 会計年度 (平成20年3月31日)	前連結 会計年度 (平成19年3月31日)	前連結 会計年度比 増 減 (△)
●資産の部			
流動資産	74,777	109,632	△ 34,855
現金・預金	6,976	8,611	△ 1,634
預託金	19,268	27,923	△ 8,655
顧客分別金信託	19,167	27,822	△ 8,655
その他の預託金	101	101	—
トレーディング商品	1,437	1,741	△ 304
商品有価証券等	1,436	1,740	△ 304
デリバティブ取引	0	0	0
約定見返勘定	36	725	△ 688
信用取引資産	37,998	65,486	△ 27,487
信用取引貸付金	37,653	65,098	△ 27,445
信用取引借証券担保金	344	387	△ 42
立替金	71	6	65
募集等払込金	2,387	3,144	△ 757
短期貸付金	7,799	2,808	4,991
未収収益	1,257	1,450	△ 192
その他の有価証券	140	152	△ 11
繰延税金資産	445	548	△ 102
その他流動資産	109	120	△ 11
貸倒引当金	△ 3,151	△ 3,085	△ 66
固定資産	12,882	17,797	△ 4,915
有形固定資産	3,209	3,523	△ 314
建物	629	661	△ 31
器具・備品	1,059	1,342	△ 282
土地	1,519	1,519	—
無形固定資産	706	1,103	△ 396
ソフトウェア	685	1,079	△ 394
電話加入権	21	23	△ 2
投資その他の資産	8,966	13,170	△ 4,204
投資有価証券	7,906	12,078	△ 4,171
長期貸付金	1	1	△ 0
長期差入保証金	834	838	△ 4
長期前払費用	17	16	0
その他	206	235	△ 29
資産合計	87,660	127,430	△ 39,770

■負債及び純資産の部

単位：百万円

科 目	当連結 会計年度 (平成20年3月31日)	前連結 会計年度 (平成19年3月31日)	前連結 会計年度比 増 減 (△)
●負債の部			
流動負債	33,843	65,843	△ 32,000
トレーディング商品	—	93	△ 93
商品有価証券等	—	93	△ 93
信用取引負債	3,919	27,000	△ 23,080
信用取引借入金	1,872	23,844	△ 21,972
信用取引貸証券受入金	2,047	3,155	△ 1,108
預り金	9,611	16,021	△ 6,410
受入保証金	14,121	15,490	△ 1,368
短期借入金	3,970	4,070	△ 100
未払法人税等	632	1,539	△ 907
賞与引当金	821	892	△ 70
役員賞与引当金	20	30	△ 10
その他流動負債	746	706	40
固定負債	3,510	5,399	△ 1,889
繰延税金負債	1,442	2,999	△ 1,556
退職給付引当金	1,547	1,877	△ 330
役員退職慰勞引当金	—	205	△ 205
長期未払金	239	—	239
その他固定負債	281	318	△ 36
特別法上の準備金	811	774	37
証券取引責任準備金	811	774	37
負債合計	38,165	72,017	△ 33,851
●純資産の部			
株主資本	47,052	50,502	△ 3,449
資本金	10,000	10,000	—
資本剰余金	3,695	3,682	13
利益剰余金	34,246	37,747	△ 3,500
自己株式	△ 889	△ 927	37
評価・換算差額等	2,394	4,892	△ 2,498
その他有価証券評価差額金	2,394	4,892	△ 2,498
新株予約権	47	18	29
純資産合計	49,494	55,413	△ 5,918
負債・純資産合計	87,660	127,430	△ 39,770

単位：百万円

科 目	当連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	前連結会計年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)	前連結会計 年度比 (%)
営業収益	19,873	22,208	89.5
受入手数料	16,974	17,604	96.4
トレーディング損益	1,354	2,991	45.3
その他有価証券売買損益	—	△ 8	—
金融収益	1,543	1,620	95.3
金融費用	334	395	84.5
純営業収益	19,539	21,813	89.6
販売費・一般管理費	16,218	16,344	99.2
営業利益	3,320	5,468	60.7
営業外収益	392	301	130.0
営業外費用	20	21	95.1
経常利益	3,692	5,748	64.2
特別利益	16	94	17.3
前期損益修正益	8	—	—
固定資産売却益	1	34	4.3
投資有価証券売却益	0	57	0.8
貸倒引当金戻入	—	0	—
その他	6	1	422.3
特別損失	360	353	101.8
前期損益修正損	40	—	—
役員退職慰労引当金繰入	—	174	—
投資有価証券評価減	260	53	483.1
固定資産売却損	16	9	179.2
投資有価証券売却損	4	0	—
証券取引責任準備金繰入	37	113	33.1
減損損失	—	1	—
税金等調整前当期純利益	3,348	5,489	61.0
法人税、住民税及び事業税	1,377	1,958	70.3
過年度法人税等	218	—	—
法人税等調整額	94	△ 561	—
当期純利益	1,658	4,092	40.5

連結株主資本等変動計算書

当連結会計年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

単位：百万円

項 目	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成19年3月31日残高	10,000	3,682	37,747	△ 927	50,502
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当	—	—	△ 5,159	—	△ 5,159
当期純利益	—	—	1,658	—	1,658
自己株式の取得	—	—	—	△ 6	△ 6
自己株式の処分	—	13	—	43	57
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—
連結会計年度中の変動額合計	—	13	△ 3,500	37	△ 3,449
平成20年3月31日残高	10,000	3,695	34,246	△ 889	47,052

項 目	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
平成19年3月31日残高	4,892	4,892	18	55,413
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当	—	—	—	△ 5,159
当期純利益	—	—	—	1,658
自己株式の取得	—	—	—	△ 6
自己株式の処分	—	—	—	57
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△ 2,498	△ 2,498	29	△ 2,468
連結会計年度中の変動額合計	△ 2,498	△ 2,498	29	△ 5,918
平成20年3月31日残高	2,394	2,394	47	49,494

連結注記表

連結計算書類は「会社計算規則」の規定のほか「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)及び「有価証券関連業経理の統一に関する規則」(平成19年9月18日日本証券業協会自主規制規則)に準拠して作成しております。

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

〔連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記〕

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び名称

連結子会社の数 4社

連結子会社の名称 丸三土地建物株式会社 丸三ファイナンス株式会社
丸三エンジニアリング株式会社 株式会社エムエス
シー

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、すべて連結決算日と一致しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

④トレーディング商品に属する有価証券等の評価基準及び評価方法

トレーディング商品に属する有価証券(売買目的有価証券)及びデリバティブ取引等については、時価法を採用しております。トレーディングは顧客との取引により顧客の資産運用等のニーズに対応することと自己の計算に基づき利益を確保することを目的としております。取り扱う商品は、①有価証券の現物取引、②株価指数、国債証券等に係る先物取引やオプション取引等の取引所取引の金融派生商品、③先物外国為替取引等の取引所取引以外の金融派生商品であります。

⑤トレーディング商品に属さない有価証券等の評価基準及び評価方法

(1)その他有価証券

③時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価をもって連結貸借対照表価額とし、取得原価との評価差額を全部純資産直入する方法によっております(売却原価は移動平均法により算定しております)。

④時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産…定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法を採用しております。また取得価額が10万円以上20万円未満の有形固定資産については、連結会計年度ごとに一括して3年間で均等償却する方法を採用しております。なお、主な耐用年数は、建物8~47年、器具・備品4~8年であります。

〔会計方針の変更〕

平成19年度税制改正による法人税法の改正(法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号)に伴い、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産につきましては、改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。この変更により、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益が11百万円減少しております。

②無形固定資産及び長期前払費用…

定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金及び準備金の計上基準

①貸倒引当金…貸付金、立替金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金…従業員に対する賞与の支払いに備えるため、当期の業績を勘案して算出した支払見込額を計上しております。

③役員賞与引当金…役員に対する賞与の支払いに備えるため、当期の業績を勘案して算出した支払見込額を計上しております。

④退職給付引当金…従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、会計基準変更時差異(635百万円)については、15年による按分額を費用処理しております。また、数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)に

よる定額法により按分した額を、それぞれ発生
の翌連結会計年度から費用処理しております。

- ⑤証券取引責任準備金…証券事故による損失に備えるため、旧「証券取引法」第51条の規定に基づき旧「証券会社に関する内閣府令」第35条に定めるところにより算出された額を計上しております。

(追加情報)

平成19年5月17日開催の取締役会において、役員退職慰労金制度の廃止が決議されました。また、平成19年6月27日開催の定時株主総会において、役員退職慰労金制度廃止時の要支給額を取締役及び監査役の退任時に支給することが決議されました。

(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

②リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

③消費税等の会計処理方法

税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当連結会計年度の費用として処理しております。

5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法によっております。

[連結貸借対照表等に関する注記]

1. 担保に供している資産及び担保に関する債務

(1) 担保に供している資産

有形固定資産	739百万円
投資有価証券	4,317百万円

(2) 担保に係る債務

短期借入金	3,970百万円
-------	----------

なお、このほかに先物取引証拠金等の代用として、投資有価証券51百万円を差入れております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額

5,994百万円

3. 保証債務

従業員の住宅資金借入金	1百万円
-------------	------

[連結株主資本等変動計算書に関する注記]

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式	75,282,940株
------	-------------

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年6月27日 定時株主総会	普通株式	4,422	60	平成19年3月31日	平成19年6月28日
平成19年9月14日 取締役会	普通株式	737	10	平成19年9月30日	平成19年12月3日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成20年6月25日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案する予定であります。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	368	5	平成20年 3月31日	平成20年 6月26日

3. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式	151千株
------	-------

[1株当たり情報に関する注記]

1株当たり純資産額	670円28銭
-----------	---------

1株当たり当期純利益	22円50銭
------------	--------

[退職給付会計に関する注記]

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、適格退職年金制度及び退職一時金制度を設けております。なお、退職一時金制度については、昭和48年から適格退職年金制度への移行を段階的に行い、昭和64年より90%相当分を移行しております。

2. 退職給付債務に関する事項（平成20年3月31日現在）

①退職給付債務	△ 5,140百万円
②年金資産	3,454
③未積立退職給付債務	△ 1,685
④会計基準変更時差異の未処理額	296
⑤未認識数理計算上の差異	△ 157
⑥退職給付引当金	△ 1,546

3. 退職給付費用に関する事項（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）

①勤務費用	322百万円
②利息費用	67
③会計基準変更時差異の費用処理額	42
④数理計算上の差異の費用処理額	△ 284
⑤退職給付費用	147

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

①退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
②割引率	1.4%
③期待運用収益率	0.0%
④数理計算上の差異の処理年数	5年（各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額を、それぞれ発生 of 翌連結会計年度から費用処理しております。）
⑤会計基準変更時差異の処理年数	15年

〔税効果会計に関する注記〕

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(1) 流動資産

繰延税金資産	
賞与引当金	334百万円
未払事業税	48
その他	62
繰延税金資産合計	445

(2) 固定資産

繰延税金資産	
投資有価証券評価減	1,201
退職給付引当金	646
無形固定資産償却超過額	366
証券取引責任準備金	330
固定資産評価減	163
その他	270
繰延税金資産小計	2,978
評価性引当額	△ 2,978
繰延税金資産合計	—

(3) 固定負債

繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	1,121
固定資産圧縮積立金	320
繰延税金負債合計	1,442

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税率等の負担率との差異の主な項目別の内訳

法定実効税率	40.69%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.17
住民税均等割	1.10
過年度法人税等	6.51
評価性引当額の増加	1.38
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 1.04
その他	△ 0.34
税効果会計適用後の法人税率等の負担率	50.47

〔重要な後発事象に関する注記〕

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成20年5月9日

丸三証券株式会社
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	本 多 潤 一	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	陸 田 雅 彦	Ⓔ

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、丸三証券株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、丸三証券株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第88期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規則に準拠し、監査の方針、計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な支店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第1号の基本方針及び第2号の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、常勤監査役が子会社の監査役を兼務し、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第2号の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成20年5月13日

丸三証券株式会社 監査役会

常勤監査役 中久保 慎 一 ㊞

常勤監査役 片 桐 正 雄 ㊞

常勤監査役 小久保 恒 哉 ㊞

監 査 役 築地原 和 夫 ㊞

(注) 常勤監査役中久保慎一及び常勤監査役片桐正雄は会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

貸借対照表

平成20年3月31日現在

■資産の部

単位：百万円

科 目	当事業年度 (平成20年3月31日)	前事業年度 (平成19年3月31日)	前事業年度比 増減(△)
●資産の部			
流動資産	74,615	109,434	△ 34,819
現金・預金	6,963	8,591	△ 1,627
預託金	19,268	27,923	△ 8,655
顧客分別金信託	19,167	27,822	△ 8,655
その他の預託金	101	101	—
トレーディング商品	1,437	1,741	△ 304
商品有価証券等	1,436	1,740	△ 304
デリバティブ取引	0	0	0
約定見返勘定	36	725	△ 688
信用取引資産	37,998	65,486	△ 27,487
信用取引貸付金	37,653	65,098	△ 27,445
信用取引借証券担保金	344	387	△ 42
立替金	71	6	65
募集等払込金	2,387	3,144	△ 757
短期貸付金	5,004	7	4,996
未収収益	967	1,156	△ 189
繰延税金資産	442	542	△ 99
その他流動資産	108	115	△ 6
貸倒引当金	△ 69	△ 4	△ 65
固定資産	12,437	17,698	△ 5,260
有形固定資産	2,025	2,258	△ 232
建物	292	304	△ 11
器具・備品	1,059	1,280	△ 221
土地	673	673	—
無形固定資産	706	1,103	△ 396
ソフトウェア	685	1,079	△ 394
電話加入権	21	23	△ 2
投資その他の資産	9,705	14,336	△ 4,631
投資有価証券	7,870	12,032	△ 4,162
関係会社株式	638	1,074	△ 436
長期貸付金	1	1	△ 0
長期差入保証金	971	975	△ 4
長期前払費用	17	16	0
その他	206	235	△ 29
資産合計	87,053	127,133	△ 40,079

■負債及び純資産の部

単位：百万円

科 目	当事業年度 (平成20年3月31日)	前事業年度 (平成19年3月31日)	前事業年度比 増減(△)
●負債の部			
流動負債	34,482	66,277	△ 31,794
トレーディング商品	—	93	△ 93
商品有価証券等	—	93	△ 93
信用取引負債	3,919	27,000	△ 23,080
信用取引借入金	1,872	23,844	△ 21,972
信用取引貸証券受入金	2,047	3,155	△ 1,108
預り金	9,607	16,017	△ 6,409
受入保証金	14,121	15,490	△ 1,368
短期借入金	4,650	4,641	9
未払法人税等	607	1,475	△ 867
賞与引当金	820	890	△ 70
役員賞与引当金	20	30	△ 10
その他流動負債	736	639	96
固定負債	3,140	5,024	△ 1,884
繰延税金負債	1,112	2,661	△ 1,549
退職給付引当金	1,546	1,877	△ 330
役員退職慰勞引当金	—	191	△ 191
長期未払金	225	—	225
その他固定負債	255	294	△ 39
特別法上の準備金	811	774	37
証券取引責任準備金	811	774	37
負債合計	38,434	72,075	△ 33,641
●純資産の部			
株主資本	46,189	50,166	△ 3,976
資本金	10,000	10,000	—
資本剰余金	3,695	3,682	13
資本準備金	3,590	3,590	—
その他資本剰余金	104	91	13
利益剰余金	33,384	37,411	△ 4,027
利益準備金	1,909	1,909	—
その他利益剰余金	31,475	35,502	△ 4,027
別途積立金	30,338	31,522	△ 1,184
特別償却準備金	—	4	△ 4
繰越利益剰余金	1,136	3,975	△ 2,838
自己株式	△ 889	△ 927	37
評価・換算差額等	2,381	4,872	△ 2,491
その他有価証券評価差額金	2,381	4,872	△ 2,491
新株予約権	47	18	29
純資産合計	48,618	55,057	△ 6,438
負債・純資産合計	87,053	127,133	△ 40,079

単位：百万円

科 目	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	前事業 年度比 (%)
営業収益	19,873	22,216	89.5
受入手数料	16,974	17,605	96.4
トレーディング損益	1,354	2,991	45.3
金融収益	1,543	1,619	95.3
金融費用	340	398	85.6
純営業収益	19,532	21,818	89.5
販売費・一般管理費	16,366	16,552	98.9
取引関係費	1,669	1,827	91.4
人件費	8,339	8,252	101.1
不動産関係費	2,231	2,223	100.4
事務費	1,742	1,751	99.5
減価償却費	1,078	1,234	87.4
租税公課	158	154	102.5
貸倒引当金繰入	69	0	—
その他の販管費	1,077	1,107	97.3
営業利益	3,165	5,266	60.1
営業外収益	378	279	135.4
営業外費用	20	20	97.7
経常利益	3,523	5,525	63.8
特別利益	16	80	20.3
前期損益修正益	8	—	—
固定資産売却益	1	34	4.3
投資有価証券売却益	0	43	1.0
その他	6	1	422.3
特別損失	784	317	246.9
前期損益修正損	40	—	—
役員退職慰勞引当金繰入	—	174	—
投資有価証券評価減	248	17	—
関係会社株式評価減	436	—	—
固定資産売却損	15	9	174.1
投資有価証券売却損	4	0	—
証券取引責任準備金繰入	37	113	33.1
減損損失	—	1	—
税引前当期純利益	2,756	5,288	52.1
法人税、住民税及び事業税	1,310	1,874	69.9
過年度法人税等	217	—	—
法人税等調整額	96	△ 550	—
当期純利益	1,132	3,963	28.6

株主資本等変動計算書

当事業年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

単位：百万円

項 目	株 主 資 本										
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
					特別償却準備金	別途積立金	繰越利益剰余金				
平成19年3月31日残高	10,000	3,590	91	3,682	1,909	4	31,522	3,975	37,411	△ 927	50,166
事業年度中の変動額											
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	—	△5,159	△5,159	—	△5,159
当期純利益	—	—	—	—	—	—	—	1,132	1,132	—	1,132
別途積立金の取崩	—	—	—	—	—	—	△1,184	1,184	—	—	—
特別償却準備金の取崩	—	—	—	—	—	△ 4	—	4	—	—	—
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—	—	—	△ 6	△ 6
自己株式の処分	—	—	13	13	—	—	—	—	—	43	57
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	—	—	13	13	—	△ 4	△1,184	△2,838	△4,027	37	△3,976
平成20年3月31日残高	10,000	3,590	104	3,695	1,909	—	30,338	1,136	33,384	△ 889	46,189

項 目	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
平成19年3月31日残高	4,872	4,872	18	55,057
事業年度中の変動額				
剰余金の配当	—	—	—	△5,159
当期純利益	—	—	—	1,132
別途積立金の取崩	—	—	—	—
特別償却準備金の取崩	—	—	—	—
自己株式の取得	—	—	—	△ 6
自己株式の処分	—	—	—	57
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	△2,491	△2,491	29	△2,462
事業年度中の変動額合計	△2,491	△2,491	29	△6,438
平成20年3月31日残高	2,381	2,381	47	48,618

個別注記表

計算書類は「会社計算規則」の規定のほか「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）及び「有価証券関連業経理の統一に関する規則」（平成19年9月18日日本証券業協会自主規制規則）に準拠して作成しております。

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

〔重要な会計方針に係る事項に関する注記〕

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① トレーディング商品に属する有価証券等の評価基準及び評価方法

トレーディング商品に属する有価証券（売買目的有価証券）及びデリバティブ取引等については、時価法を採用しております。トレーディングは顧客との取引により顧客の資産運用等のニーズに対応することと自己の計算に基づき利益を確保することを目的としております。取り扱う商品は、①有価証券の現物取引、②株価指数、国債証券等に係る先物取引やオプション取引等の取引所取引の金融派生商品、③先物外国為替取引等の取引所取引以外の金融派生商品であります。

② トレーディング商品に属さない有価証券等の評価基準及び評価方法

㊦ 子会社株式

移動平均法による原価法によっております。

㊧ その他有価証券

㊦ 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価をもって貸借対照表価額とし、取得原価との評価差額を全部純資産直入する方法によっております（売却原価は移動平均法により算定しております）。

㊧ 時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産…定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。また取得価額が10万円以上20万円未満の有形固定資産については、事業年度ごとに一括して3年間で均等償却する方法を採用しております。なお、主な耐用年数は、建物8～47年、器具・備品4～8年であります。

〔会計方針の変更〕

平成19年度税制改正による法人税法の改正（法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号）に伴い、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産につきましては、改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。この変更により、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益が11百万円減少しております。

(2) 無形固定資産及び長期前払費用…

定額法を採用しております。

3. 引当金及び準備金の計上基準

- (1) 貸倒引当金…貸付金、立替金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

- (2) 賞与引当金…従業員に対する賞与の支払いに備えるため、当期の業績を勘案して算出した支払見込額を計上しております。

- (3) 役員賞与引当金…役員に対する賞与の支払いに備えるため、当期の業績を勘案して算出した支払見込額を計上しております。

- (4) 退職給付引当金…従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、会計基準変更時差異（635百万円）については、15年による按分額を費用処理しております。また、数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日翌事業年度から費用処理しております。

- (5) 証券取引責任準備金…証券事故による損失に備えるため、旧「証券取引法」第51条の規定に基づき旧「証券会社に関する内閣府令」第35条に定めるところにより算出された額を計上しております。

（追加情報）

平成19年5月17日開催の取締役会において、役員退職慰労金制度の廃

止が決議されました。また、平成19年6月27日開催の定時株主総会において、役員退職慰労金制度廃止時の要支給額を取締役及び監査役の退任時に支給することが決議されました。

取締役及び監査役の退任時に支給される役員退職慰労金の未払額191百万円は、「固定負債の「長期未払金」」に含めて計上しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(2) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 消費税等の会計処理方法

税抜き方式によっており、控除対象外消費税等は、当事業年度の費用として処理しております。

〔貸借対照表等に関する注記〕

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

有形固定資産	525百万円
投資有価証券	4,317百万円

(2) 担保に係る債務

短期借入金	3,970百万円
-------	----------

なお、このほかに先物取引証拠金等の代用として、投資有価証券51百万円を差入れております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 4,695百万円

3. 保証債務

従業員の住宅資金借入金	1百万円
-------------	------

4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

長期金銭債権	136百万円
短期金銭債務	680百万円
長期金銭債務	2百万円

〔損益計算書に関する注記〕

関係会社との取引高

関係会社への営業費用	969百万円
関係会社との営業取引以外の取引高	44百万円

〔株主資本等変動計算書に関する注記〕

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	1,511,863株
------	------------

〔税効果会計に関する注記〕

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(1) 流動資産

繰延税金資産	
賞与引当金	333百万円
未払事業税	46
その他	62
繰延税金資産合計	442

(2) 固定資産

繰延税金資産	
投資有価証券評価減	781
関係会社株式評価減	177
退職給付引当金	646
無形固定資産償却超過額	366
証券取引責任準備金	330
固定資産評価減	163
その他	256
繰延税金資産小計	2,721
評価性引当額	△ 2,721
繰延税金資産合計	—

(3) 固定負債

繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	1,112
繰延税金負債合計	1,112

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の主な項目別

の内訳	
法定実効税率	40.69%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.64

住民税均等割	1.31
評価性引当額の増加	7.94
過年度法人税等	7.90
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 1.25
その他	△ 0.30
税効果会計適用後の法人税等の負担率	58.93

〔リースにより使用する固定資産に関する注記〕

貸借対照表に計上した固定資産のほか、株価通報表示装置等については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

1. リース物件の取得原価相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得原価相当額(百万円)	減価償却累計額相当額(百万円)	期末残高相当額(百万円)
器具・備品	10	5	4

2. 未経過リース料期末残高相当額

1年以内	2百万円
1年超	3百万円
合計	5百万円

3. 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	2百万円
減価償却費相当額	2百万円
支払利息相当額	0百万円

4. 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

5. 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

〔関連当事者との取引に関する注記〕

関連当事者との取引におきまして、開示すべき重要な取引はありません。

〔1株当たり情報に関する注記〕

1株当たり純資産額	658円40銭
1株当たり当期純利益	15円35銭

〔退職給付会計に関する注記〕

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、適格退職年金制度及び退職一時金制度を設けております。なお、退職一時金制度については、昭和48年から適格退職年金制度への移行を段階的に行い、昭和64年より90%相当分を移行しております。

2. 退職給付債務に関する事項(平成20年3月31日現在)

①退職給付債務	△ 5,140百万円
②年金資産	3,454
③未積立退職給付債務	△ 1,685
④会計基準変更時差異の未処理額	296
⑤未認識数理計算上の差異	△ 157
⑥退職給付引当金	△ 1,546

3. 退職給付費用に関する事項(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)

①勤務費用	322百万円
②利息費用	67
③会計基準変更時差異の費用処理額	42
④数理計算上の差異の費用処理額	△ 284
⑤退職給付費用	147

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

①退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
②割引率	1.4%
③期待運用収益率	0.0%
④数理計算上の差異の処理年数	5年(各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日翌事業年度から費用処理しております。)
⑤会計基準変更時差異の処理年数	15年

〔重要な後発事象に関する注記〕

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成20年5月9日

丸三証券株式会社
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	本 多 潤 一 ㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	陸 田 雅 彦 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、丸三証券株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第88期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

平成18年5月29日

各 位

会社名 丸三証券株式会社
住所 東京都中央区日本橋2-5-2
代表者名 取締役社長 長尾 榮次郎
(コード番号: 8613 東証、大証第一部)
問合せ先 企画部長 山崎 昇
TEL 03-3273-4973

濫用的企業買収に対する対応方針（買収防衛策）の導入について

当社は、平成18年5月29日開催の当社取締役会において、平成17年5月30日付プレスリリース「濫用的企業買収予防策導入のお知らせ」で公表しました、株式分割を用いた濫用的企業買収予防策（以下「旧予防策」といいます。）につき、会社法、証券取引法並びにそれらに関する規則、政令、内閣府令及び省令等の関係法令及び東京証券取引所の上場規則等（以下、総称して「法令等」といいます。）の改正・整備等を踏まえ、また、昨今の買収防衛策に関する議論の進展等を考慮し、当社の企業価値ないし当社株主の皆様共同の利益の最大化のため、当社に最も適した買収対応策を導入すべく、平成18年6月27日開催予定の当社定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）において、当社株主の皆様のご承認を得ることを条件に、下記のとおり、当社株券等¹の大規模買付行為（下記に定義されます。）に関する濫用的買収に対する対応方針（以下「本対応方針」といいます。）を導入することを決議しましたので、お知らせします。

なお、本対応方針は、本定時株主総会において当社株主の皆様のご承認が得られることを条件に効力を生じるものとし、旧予防策は、本対応方針の効力が生じた時点で自動的に廃止されるものとし、

また、本対応方針において、「大規模買付行為」とは、特定株主グループ²の議決権割合³を15%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が15%以上となるような当社株券等の買付行為（いずれも事前に当社取締役会が同意したものを除きます。）を意味し、「大規模買付行為者」とは、大規模買付行為を行う者及び行おうとする者を意味します。

1 株券等とは、証券取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。本プレスリリースにおいて特段の断りがない限り、以下同じです。
2 特定株主グループとは、①当社の株券等の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）、②当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）、③上記①又は②の者の関係者（①又は②の者に助言を行うファイナンシャル・アドバイザー、弁護士又は会計士等を含みます。）を意味します。本プレスリリースにおいて特段の断りがない限り、以下同じです。
3 議決権割合とは、特定株主グループの具体的な買付方法に応じて、(i) 特定株主グループが当社の株券等の保有者及びその共同保有者である場合の当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も計算上考慮されるものとし、）又は (ii) 特定株主グループが当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等を行う者及びその特別関係者である場合の当該買付け等を行う者及び特別関係者の株券等保有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。各株券等保有割合の算出に当たっては、総議決権（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。本プレスリリースにおいて特段の断りがない限り、以下同じです。

因みに、上記の「大規模買付行為」に該当するか否かに関する議決権割合の数値基準として、本対応方針では15%を基準とさせていただきますこととしておりますが、これは、①米国のいわゆるライツ・プランでも15%を対抗措置の発動基準としている例が多数存在し、わが国でも近時15%を対抗措置の発動基準として用いている例が散見されるようになってきていること、②企業会計上、15%が持分法適用の有無を決する一つの基準として用いられている等々の事情を総合的に勘案したものです。

なお、法令等に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。）があり、これらが施行された場合には、本対応方針において引用する法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後のこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に、それぞれ読み替えられるものとします。

記

1. 本対応方針導入の目的

当社は、創業以来「顧客本位」を経営理念として掲げ、お客様のニーズにあった情報サービス及び商品の提供を基本とした経営により、「顧客満足」を追求し、お客様との信頼関係を築いてまいりました。

また、当社は、証券業を通じて社会に貢献し、何よりも証券市場における公正な価格形成を実現し維持することを経営理念の一つの柱として掲げております。そのためには、証券市場の担い手である多くの証券会社と共に、当社が企業の主体性を確立し、独自の相場観、銘柄観を投資家の皆様に提供することが、多様な価値観の統合による公正な価格形成に資することであり、証券市場の健全な発展に寄与するものとの強い確信を持っております。当社株主の皆様のご共同利益の基盤となるのは、公正且つ健全な証券市場であります。

当社は、証券業務に求められるこの様な公共性、顧客満足及び経営の効率性のいずれをも実現し、且つ継続していくことにより、当社の企業価値ないし当社株主の皆様共同の利益の最大化が実現され、当社の事業を構成する全てのステークホルダー（株主、顧客、従業員、社会等）に利益をもたらすと考えております。それらを毀損する、あるいはそれらの中長期的な維持・向上に資さない可能性のある大規模買付行為を抑止する方針であります。

当社は、当社の企業価値及び当社株主の皆様共同の利益を維持・向上させるための取組みに邁進しておりますが、他方で、昨今、新しい法制度の整備や企業構造・企業文化の変化等を背景として、対象となる会社の経営陣との十分な協議や合意のプロセスを経ることなく、突如として株券等の大規模な買付けを強行するといった動きが顕在化しつつあります。かかる大規模な買付けの中には、その目的等から見て企業価値ないし株主の共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株券等の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象となる会社の取締役会や株主が買付けの条件等について検討し、或いは対象となる会社の取締役会が代替案を策定するための十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の企業価値ないし株主の共同の利益に資さないものも少なくありません（以下、対象会社の企業価値ないし株主の共同の利益に資さない買収一般を総称して「濫用的企業買収」といいます。）。

将来当社が、このような濫用的企業買収の対象となった場合には、当社の企業価値及び当社株主の皆様共同の利益の維持・向上に向けて行ってきた当社の取組みが途絶し、結果として当社株主の皆様が将来獲得できる利益を害することも考えられます。

また、当社には親会社等の支配株主や安定株主が存在しないことや、いわゆる持合解消の趨勢のもと、当社株式の市場における流動性が高まっていること等々に鑑みると、当社に関しては、当社株主の皆様に必要な情報及び時間が提供されないままに突如として大規模買付行為が実施され、結果として当社の企業価値ないし当社株主の皆様共同の利益が毀損されることとな

る可能性を一概に否定できないものと考えられます。

勿論、大規模買付行為に該当する買付行為であっても、当社の企業価値ないし当社株主の皆様共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、当社は、株式会社の支配の移転を伴う大規模な買付けの提案に応じべきか否かの判断は、最終的には当社株主の皆様ごの意思に基づき行われるべきものと考えております。しかしながら、当社株主の皆様が仮に大規模買付行為に係る提案を受けた場合に、当社の企業価値を構成する諸要素を十分に把握した上で、当該大規模買付行為に応じることの是非を適切に判断することは、必ずしも容易ではありません。

当社取締役会は、こうした事情に鑑み、大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為に応じべきか否かを当社株主の皆様が適切に判断するために必要な情報や時間を確保し、当社株主の皆様にご代わって当社経営陣が大規模買付行為者と交渉を行うこと等により、当社の企業価値ないし当社株主の皆様共同の利益の最大化に反する大規模買付行為を抑止するための枠組みが必要不可欠であると判断し、当社の企業価値ないし当社株主の皆様共同の利益の最大化に反するような大規模買付行為が行われる場合に備え、本対応方針を導入することとしました。

以上から明らかなおと、本対応方針導入の目的は、濫用的企業買収に該当する大規模買付行為を抑止し、中長期的な観点から当社の企業価値及び当社株主の皆様共同の利益を維持・向上させることに尽きます。すなわち、本対応方針の導入により、濫用的企業買収に該当する大規模買付行為がなされた場合に、当社取締役会の決議による新株予約権の発行を予定していることを公表するものであるという点で、濫用的企業買収に該当する大規模買付行為に一定の抑制的効果をもたらすことが可能となり、かかる大規模買付行為に対する牽制の効果として、中長期的な観点から当社の企業価値及び当社株主の皆様共同の利益の最大化を図ることが可能となります。

本対応方針は、かかる効果を有するものの、当社に対する大規模買付行為の一切を排除しようとするものではありません。本対応方針は、あくまでも、当該大規模買付行為を行おうとする者が買収条件等について当社取締役会と誠実且つ真摯に交渉する機会を確保し、その結果、当社の企業価値ないし当社株主の皆様共同の利益の最大化の観点から最適な結果が実現されることを期待するものです。

2. 本対応方針の概要

本対応方針の適用対象は、事前に当社取締役会が同意したものを除く、以下のいずれかの条件を充足する大規模買付行為及びそれを目的とする提案です。

①特定株主グループの議決権割合を15%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為

又は

②結果として特定株主グループの議決権割合が15%以上となるような当社株券等の買付行為

当社は、本対応方針導入の目的に従い、まずは、大規模買付行為者から大規模買付行為に関する情報の提供を求め、当該大規模買付行為その他関連する諸事情についての情報収集・検討等を行う期間を確保した上で、当社株主の皆様に対する当社取締役の計画や代替案等の提示や大規模買付行為者との交渉を行うこととしています。

そして、当社取締役会は、当該大規模買付行為が、「新株予約権ガイドライン」（以下「本ガイドライン」といいます。本ガイドラインの骨子は、別紙Ⅰのとおりです。）に定める手続に従わない場合等一定の要件に該当する可能性があると思われる事情が存すると判断する場合に、本ガイドラインに基づき新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の発行を決議することとします。

なお、本新株予約権には、原則として、大規模買付行為者及び一定の関係者⁴による権利行使は認められないとの行使条件

(以下「差別的行使条件」といいます。)を付すこととし、また、場合によって取得条項(大規模買付行為者及び大規模買付行為関係者に属する者か否かにより取得の有無や取得の対価等の取扱いが異なることとなる可能性があります。)を付すこととします。

当社取締役会は、本新株予約権の発行の決議を行うに際しては、必ず特別委員会(その概要は以下の5.(1)に記載されています。)にその是非を諮問しなければならないものとし、特別委員会が行う勧告を最大限尊重するものとします。なお、本対応方針の手続の流れについて、その概要をまとめたフローチャートは、別紙Ⅱのとおりです。また、本新株予約権の概要は、別紙Ⅲのとおりです。

3. 本対応方針の内容

(1) 大規模買付行為者による当社に対する情報提供

大規模買付行為者が現れた場合、当社は、大規模買付行為に係る提案の内容を吟味し、条件の変更の申入れや交渉を行う等、当社の企業価値ないし当社株主の皆様共同の利益の最大化を実現するため、様々な方策を執ることができるものと考えています。

大規模買付行為者には、大規模買付行為に先立ち、当社株主の皆様との判断及び取締役会の評価検討のために必要且つ十分な情報(以下「本必要情報」といいます。)を提供していただきます。

本必要情報の具体的内容は、大規模買付行為の内容及び態様等によって異なり得るため、大規模買付行為者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社宛に、本対応方針に定められた手続に従って大規模買付行為を行う旨の当社所定の書式による意向表明書をご提出いただくこととします。意向表明書には、①大規模買付行為者の名称及び住所、②設立準拠法、③代表者の氏名、④国内連絡先、⑤提案する大規模買付行為の概要並びに⑥本対応方針に定められた手続を遵守する旨の誓約文言を記載していただきます。当社は、この意向表明書の受領後5営業日以内(初日不算入)に、当初提出していただくべき本必要情報のリストを大規模買付行為者に交付します。

なお、大規模買付行為の内容及び態様等にかかわらず、以下の項目に関する情報は、原則として、ご提出いただく本必要情報に含まれるものとします。

- ①大規模買付行為者の詳細(具体的名称、資本構成、財務内容、経歴、属性並びに役員の氏名及び略歴等を含みます。なお、大規模買付行為者がファンドの場合には主要な組合員、出資者(直接又は間接を問いません。)その他の構成員並びに業務執行組合員及び投資に関する助言を継続的に行っている者を含みます。)
- ②大規模買付行為の目的、方法及び内容(買付け等に係る対価の価額・種類、買付け等に係る時期、関連する取引の仕組み、買付け等の方法の適法性、買付け等の実行の蓋然性等を含みます。)
- ③大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡が存する場合にはその内容
- ④大規模買付行為に係る買付け等の対価の算定根拠(算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報及び買付け等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの額及び算定根拠等を含みます。)

4 (i) 大規模買付行為者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け若しくは承継した者、(ii) 大規模買付行為者及び(i)に該当する者の関連者(実質的に、その者が支配し、又は、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者として、特別委員会の意見を徴した上で当社取締役会が合理的に認めた者、又はその者と協調して行動する者として、特別委員会の意見を徴した上で当社取締役会が合理的に認めた者)を含みます。但し、当社の株券等を取得又は保有することが当社企業価値及び株主の皆様共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者を除きます。かかる一定の関係者を以下「大規模買付行為関係者」といいます。

- ⑤大規模買付行為に係る買付け等の資金の裏付け（当該資金の提供者（実質的提供者を含みます。なお、実質的提供の判断に当たっては、直接又は間接を問いません。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ⑥大規模買付行為に係る買付け等の完了後の当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資金計画、投資計画、資本政策及び配当政策
- ⑦当社及び当社グループの顧客、取引先、従業員、地域関係者及びその他の利害関係者への対応方針
- ⑧その他大規模買付行為に係る買付け等の妥当性、適法性等を当社取締役会及び特別委員会が評価・検討するために合理的に必要と判断する情報

当社取締役会は、当初提出していただいた情報が、本必要情報として十分でないと判断した場合には、大規模買付行為者に対し、適宜回答期限を定めた上、本必要情報を追加的に提供するように求めることがあります。この場合には、当該期限までに、大規模買付行為者により追加の本必要情報の提供をしていただくこととします。なお、当社取締役会は、引き続き意向表明書及び本必要情報の提出を求めて大規模買付行為者と協議・交渉を行うべき特段の事情がある場合を除き、大規模買付行為者が本対応方針に定められた手続に従うことなく大規模買付行為を開始したものと認められる場合には、原則として、下記③①のとおり、特別委員会の勧告に基づき本新株予約権を発行することを決議します。

(2) 当社取締役会における大規模買付行為の内容の検討、大規模買付行為者との交渉、代替案の提示等

当社取締役会は、大規模買付行為の評価の難易度に応じ、大規模買付行為者が当社取締役会に対して本必要情報の提供を完了した後、対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社株券等の全ての買付けの場合には60日間（初日不算入）、その他の大規模買付行為の場合には90日間（初日不算入）を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下「評価期間」といいます。）として与えられるべきものと考えます。評価期間中、当社取締役会は、外部専門家の助言を得ながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を取りまとめ、公表します。また、必要に応じ、大規模買付行為者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

なお、当社取締役会は、大規模買付行為者から十分な本必要情報（追加により提出を求めた本必要情報を含むものとします。以下同じ。）が提出されたと当社取締役会が認める場合、特別委員会に対して速やかに大規模買付行為の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案その他特別委員会が適宜必要と認める情報・資料等を提示することとします。

また、当社取締役会は、評価期間中、大規模買付行為者から意向表明書が提出された事実及び本必要情報その他の情報のうち当社取締役会が適切と判断する事項について情報開示を行うことができます。

なお、大規模買付行為者は、本必要情報の提供を全て完了し、評価期間が経過した後においてのみ大規模買付行為を開始することができるものとします。

(3) 当社取締役会による本新株予約権の発行に関する判断と特別委員会の勧告

当社取締役会は、大規模買付行為者が現れた場合において、以下の手続を実行するものとします。

- ①当社取締役会は、大規模買付行為者が上記(1)及び(2)に規定する手続を遵守しなかった場合、又は、大規模買付行為の内容の検討、大規模買付行為者との交渉の結果、当該大規模買付行為が下記4に定める要件に該当する可能性があるかと疑われる事情が存すると判断した場合には、評価期間の開始又は終了の有無を問わず、以下に述べる特別委員会の勧告に基づき

本新株予約権の発行を決議します。

なお、前述のとおり、本新株予約権には、原則として、差別的行使条件を付すこととし、また、場合によって取得条項（大規模買付行為者及び大規模買付行為関係者に属する者か否かにより取得の有無や取得の対価等の取扱いが異なることとなる可能性があります。）を付すこととします。

当社取締役会は、当該決議を行うに際しては、必ず事前に特別委員会にその是非を諮問しなければならないものとし、特別委員会が行う勧告を最大限尊重するものとします。

なお、当社取締役会は、かかる決議の判断の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、本新株予約権の発行の中止を含む別個の決定を行うことができ、かかる場合には、当社取締役会は、適用ある法令及び証券取引所規則に従って、適時且つ適切な開示を行います。但し、原則として、新株予約権の割当基準日の4営業日前（権利落日）以降の発行中止は行いません。

なお、本新株予約権の発行を決議し、その後、本新株予約権の発行を中止した場合には、当社株式の株価が変動するおそれがございますので、その点には予めご留意下さい。

②当社取締役会は、大規模買付行為の内容の検討、大規模買付行為者との交渉の結果、当該大規模買付行為が下記4.に定める要件のいずれにも該当する可能性があると思われる事情が存しないと判断した場合には、評価期間の終了の有無に拘らず、本新株予約権を発行しないことを決議します。

当社取締役会は、当該不発行を決議した事実及びその概要並びに本新株予約権を不発行とすべきと判断した理由その他当社取締役会が適切と判断した事項について、適用ある法令及び証券取引所規則に従って、適時且つ適切な開示を行います。

但し、当社取締役会は、かかる決議の判断の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、本新株予約権の発行を含む別個の決定を行うことができるものとし、かかる場合には、当社取締役会は、適用ある法令及び証券取引所規則に従って、適時且つ適切な開示を行います。

4. 本新株予約権の発行決議

当社取締役会は、大規模買付行為が、当社の企業価値又は当社株主の皆様共同の利益を毀損する可能性がある、或いはそれらの中長期的観点からの維持及び向上に資さない可能性がある大規模買付行為であって、原則として次の(1)ないし(6)に規定される要件のいずれかに該当する可能性があると思われる事情が存すると判断した場合、本ガイドラインに基づき本新株予約権の発行を決議することとします。なお、前述のとおり、当社取締役会は、当該決議を行うに際しては、必ず特別委員会にその是非を諮問しなければならないものとし、また、場合によって取得条項（大規模買付行為者及び大規模買付行為関係者に属する者か否かにより取得の有無や取得の対価等の取扱いが異なることとなる可能性があります。）を付すこととします。なお、当社取締役会は、特別委員会への諮問を経た上で、特別委員会による別段の勧告がない限り、本新株予約権の発行を複数回にわたり行うことができます。

(1) 本対応方針に定める手続を遵守しない大規模買付行為である場合

(2) 下記のいずれかの類型に該当すると疑われる相当な根拠ないし事情が存在する場合

①真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で大規模買付行為を行っている場合（いわゆるグリーンメイラー）

②当社の経営への参加の目的が、主として当社の事業経営上必要な企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該大規模買付行

為者又はそのグループ会社等（主要な株主及び出資者並びに重要な子会社及び関連会社を含みます。以下同じ。）に移譲させることにある大規模買付行為

- ③当社の経営を支配した後に、当社の資産を当該大規模買付行為者又はそのグループ会社等の債務の担保や弁済の原資として流用する予定で、当社株券等の取得を行っている大規模買付行為
- ④当社の経営への参加の目的が、主として、会社経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか或いは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株券等の高値売り抜けをする大規模買付行為
- ⑤大規模買付行為者の提案する当社株券等の買付条件（買付け等に係る対価の金額、内容、時期、方法、違法性の有無、実現可能性等を含むがこれに限られません。）が、当社の企業価値に照らし不十分、不適切なものである大規模買付行為
- ⑥大規模買付行為者の提案する買付の方法が、二段階買収（最初の段階で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目以降の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等の株式買付を行うことをいいます。）などに代表される、当社株主の皆様の判断の機会又は自由を奪う構造上強圧的な方法による大規模買付行為

- (3) 大規模買付行為者による支配権取得により、当社株主はもとより、顧客、従業員その他の利害関係者の利益を含む当社の企業価値の毀損が予想され、当社の企業価値の維持・向上を妨げるおそれがあると判断される場合又は大規模買付行為者が支配権を取得した場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の当社の企業価値の比較において、大規模買付行為者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値と比べ明らかに劣後すると判断される大規模買付行為である場合
- (4) 大規模買付行為者の経営陣又は主要株主に反社会的勢力と関係を有する者が含まれている場合等、大規模買付行為者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合
- (5) 法令又は当社定款に違反する大規模買付行為である場合
- (6) 大規模買付行為が行われる時点の法令、行政指導、裁判結果、証券取引所の規則により、当社の企業価値ないし当社株主の皆様共同の利益に重大な損害をもたらすおそれのある大規模買付行為であると認められている大規模買付行為である場合

当社は、本新株予約権の発行を決議した場合には、適用ある法令及び証券取引所規則に従って、当社株主の皆様及び投資家の皆様に適時且つ適切に開示を行います。

なお、前述のとおり、本新株予約権には、原則として、差別的行使条件を付すこととし、また、場合によって取得条項（大規模買付行為者及び大規模買付行為関係者に属する者か否かにより取得の有無や取得の対価等の取扱いが異なることとなる可能性があります。）を付すこととします。

また、上記に拘わらず、当社取締役会は、以下の各場合において、本新株予約権の発行を取り止めるものとします。但し、原則として、新株予約権の割当基準日の4営業日前（権利落日）以降の発行中止は行いません。

- ①当社の総株主の議決権の2分の1以上を有する株主（但し、大規模買付行為者及び大規模買付行為関係者を除きます。）が公開買付けに応じる意思を表明した場合
- ②特別委員会が、大規模買付行為が上記(1)ないし(6)に定める要件のいずれにも該当する可能性があると思われる事情が消滅した等の理由により、本新株予約権の発行を行わないよう勧告した場合

5. 透明性及び公正さ確保のための措置

(1) 特別委員会の設置

事前交渉の進行及び本新株予約権の発行による対応の是非等に関する最終的判断は当社取締役会が行うことから、その判断の合理性・公正性を担保するため、当社は、旧予防策同様、引き続き、社外取締役、社外監査役及び弁護士等の社外有識者で構成される特別委員会を設置します。その概要は、別紙Ⅳのとおりです。

当社取締役会は、本新株予約権の発行の決議を行うに際しては、必ず特別委員会にその是非を諮問のうえ、また、特別委員会が行う勧告を最大限尊重しなければなりません。これにより、当社取締役会がその自己保身のために大規模買付行為に対して不当な対抗措置を講じることがないように、制度的な担保が設けられています。

また、特別委員会の招集は、当社代表取締役のほか、各委員もそれぞれ単独で行うことができるものとされ、その招集が確実に行われるよう配慮がされています。

本対応方針の導入について本定時株主総会において当社株主の皆様のご承認をいただいた場合には、速やかに当社取締役会は特別委員会の委員の選任を行います。本対応方針の下での特別委員会の委員候補者には、旧予防策の特別委員会の委員を予定しており、その氏名及び略歴は別紙Ⅳのとおりです。

(2) 本ガイドラインの制定

当社は、本対応方針の手続において当社取締役会による恣意的な判断や処理がなされることを防止し、また、手続の透明性を確保すべく、客観的な要件を織り込んだ内部基準として、本ガイドラインを設けています。当社取締役会及び特別委員会は、それに基づいて本対応方針所定の手続を進めなければならないこととしています。本ガイドラインの制定により、本新株予約権の発行等の際に拠るべき基準が透明となり、本対応方針に十分な予測可能性を与えております（別紙Ⅰ新株予約権ガイドライン（骨子）ご参照）。

6. 当社株主の皆様及び投資家の皆様に与える影響

(1) 本対応方針導入時に当社株主の皆様及び投資家の皆様に与える影響

本対応方針導入時においては、本新株予約権の割当て等を行われませんので、本対応方針の導入により当社株主の皆様及び投資家の皆様の権利及び経済的利益に直接具体的な影響を与えることはありません。

(2) 本新株予約権の発行時に当社株主の皆様及び投資家の皆様に与える影響

本新株予約権の発行は、当社の企業価値及び当社株主の皆様共同の利益の維持・向上のために行われるものでありますので、大規模買付行為者及び大規模買付行為関係者以外の当社株主の皆様及び投資家の皆様が法的権利又は経済的側面において格別の損失を被る事態は原則として想定しておりません。

しかしながら、大規模買付行為者及び大規模買付行為関係者以外で本新株予約権を行使することができる当社株主の皆様

については、下記(4)①のとおり名義書換手続が行われない場合には、本新株予約権の割当てを受けることができず、また、権利行使期間内に、所定の行使価格相当の金銭の払込みその他本新株予約権の行使に係る手続を経なければ、当社普通株式の交付を受けることができず、他の当社株主の皆様による本新株予約権の行使の結果として、法的権利及び経済的側面において不利益を受けることとなります。

また、本新株予約権には原則として差別的行使条件が付されるため、結果的に大規模買付行為者及び大規模買付行為関係者が法的権利又は経済的側面において不利益を被る場合があります。当社取締役会は、本新株予約権の発行を決議した場合には、適用ある法令及び証券取引所規則に従って、適時且つ適切な開示を行います。

(3) 本新株予約権の発行中止時に当社株主の皆様及び投資家の皆様にご与える影響

当社取締役会は、上記4で記載しておりますとおり、本新株予約権の発行決議をした後に、本新株予約権の発行を取り止めることがあります。この場合、当社取締役会は、適用ある法令及び証券取引所規則に従って、適時且つ適切な開示を行いますが、当社株式の株価が変動するおそれがございますのでその点には予めご留意下さい。

(4) 本新株予約権の発行時に当社株主の皆様に必要な手続

①名義書換の手続

大規模買付行為者の出現以降、当社取締役会が、本新株予約権の発行に係る決議を行った場合には、割当てのための基準日が公告され、当該基準日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された当社株主の皆様に対し、その所有する普通株式数に応じて本新株予約権が無償で割り当てられます。したがって、当社株主の皆様におかれましては、当該基準日までに、その所有される当社普通株式に係る株券を提示した上で株主名簿の名義書換を完了していただく必要があります。

但し、証券取引所における取引等により証券保管振替機構に預託されている当社普通株券を当該基準日までに取得された当社株主の皆様につきましては、名義書換の手続は不要です。

なお、本新株予約権の発行に際しては、当該基準日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された当社株主の皆様は、本新株予約権の申込を行う必要はなく、当然に本新株予約権を取得することとなります。

②本新株予約権の取得の手続

本新株予約権に取得条項が付される場合において、当社は、大規模買付行為者及び大規模買付行為関係者以外の新株予約権者から、その所有に係る本新株予約権を当社普通株式と引換えに取得します。かかる場合には、当社株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による本新株予約権の取得の対価として、当社普通株式の交付を受けることとなります（なお、この場合、当社株主の皆様には、別途、本人確認のための書類のほか、ご自身が大規模買付行為者及び大規模買付行為関係者ではないこと等を誓約し、かかる誓約に虚偽が存した場合には交付された当社普通株式を直ちに返還する旨の文言を含む当社所定の書式による文書をご提出いただくことがあります。）。なお、場合により、大規模買付行為者及び大規模買付行為関係者に該当する新株予約権者が所有する新株予約権を当社が取得する場合もあり得ますが、かかる場合における、大規模買付行為者及び大規模買付行為関係者に該当する新株予約権者が所有する新株予約権の取得の手続の詳細については、当社取締役会にて別途定めるものとします。

③本新株予約権の行使の手続

本新株予約権を行使される場合には、当社は、基準日時点の当社株主の皆様に対し、本新株予約権の行使請求書（当社株主の皆様ご自身が大規模買付行為者及び大規模買付行為関係者でないことを誓約し、かかる誓約に虚偽が存した場合には交付された当社普通株式を直ちに返還する旨の文言を含む当社所定の書式によるものとします。）その他本新株予約権の行使に必要な書類を送付します。

当社株主の皆様が、本新株予約権を行使する場合には、当社取締役会が別途定める権利行使期間内に、これら当社所定の本新株予約権の行使請求書等を提出した上、別途当社取締役会が指定する払込取扱場所において、行使価額の払込み等を行っていただく必要があります。これにより、1個の本新株予約権につき、1株又は発行決議において別途定められる数の当社普通株式が発行されることになります。

なお、大規模買付行為者が現れた場合には、その後の事前交渉の開始及びその過程、本新株予約権の発行の決議の有無等を含め、適用ある法令及び証券取引所規則に従って適時且つ適切な開示を行っていく予定です。

また、本新株予約権の発行の決議を行う場合、当社株主の皆様の不測の損害を与えないためには、会社法の規定に従って、基準日までにな義書換を完了してもらうことが必要となりますが、この場合には、大規模買付行為者をも含む当社株主の皆様、投資家の方々及びその他の関係者に不測の損害が生じることのないよう、適用ある法令及び証券取引所規則に従って適時且つ適切に開示を行う等、適切な方法で対処する予定です。

7. 本対応方針の合理性

本対応方針は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則）を以下のとおり充足しており、高度な合理性を有するものです。また、本対応方針は、東京証券取引所の上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第1条の3に定める買収防衛策の導入に関する事項（①開示の十分性、②透明性、③流通市場への影響、④株主の権利の尊重）を尊重するものです。

(1) 企業価値・株主共同の利益の確保・向上

本対応方針は、当社株主の皆様に対し、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をするための必要且つ十分な情報及び時間を提供するものであり、当社の企業価値ないし当社株主の皆様共同の利益の最大化を目的として導入されるものです。

また、本対応方針が遵守されない場合、又は本対応方針が遵守された場合であっても、当社の企業価値及び当社株主の皆様共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある大規模買付行為であると認められる場合等本ガイドラインに規定される一定の場合には、当社は本新株予約権の発行を決議することがありますが、かかる決議は、当社の企業価値ないし当社株主の皆様共同の利益を最大化させることを目的として行われるものです。

(2) 事前の開示

当社は、大規模買付行為者を含む当社株主の皆様や投資家の皆様の予見可能性を高め、当社株主の皆様に適切な選択の機会を確保していただくため、本対応方針を予め開示します。

また、当社は今後も、本新株予約権の発行を決議した場合には、適用ある法令及び証券取引所規則に従って適時且つ適切に開示を行います。

(3) 株主意思の重視

本対応方針は、本定時株主総会において当社株主の皆様の過半数を超えるご承認が得られることを条件に効力を生じるものとしします。

また、本対応方針では、当社の議決権の2分の1以上を有する当社株主の皆様（但し、大規模買付行為者を除きます。）が公開買付けに応じる意思を表明した場合には、本新株予約権を発行することができないこととしします。

さらに、本対応方針に重要な改廃が必要となった場合には、適宜会社法に規定される手続に則り当社株主総会において、株主の皆様のご意思を確認させていただくことを予定しており、当社株主の皆様のご意思を重視しております。

(4) 特別委員会の設置

当社は、本対応方針の合理性・公正性を担保するために、当社は、取締役会から独立した機関として、特別委員会を設置します。そして、当社取締役会は特別委員会への諮問を経なければ本新株予約権の発行を決定することができないものとされています。このように、特別委員会は、当社取締役会がその自己保身のために大規模買付行為に対して不当に対抗措置を講じることがないよう、機能するものとされています。

(5) デッドハンド型買収防衛策ではないこと

先述のとおり、本対応方針に重要な改廃が必要となった場合には、適宜会社法に規定される手続に則り当社株主総会において、株主の皆様のご意思を確認させていただくことを予定しております。

また、これにとどまらず、本対応方針は、当社株主総会で選任され、当社株主の皆様により、ご信託を受けた当社取締役により構成される当社取締役会により対抗措置の発動を中止することもできるように設計されております。

従いまして、本対応方針は、いわゆるデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

8. 本対応方針及び本ガイドラインの見直しとそれに伴う開示

本対応方針の導入には、前述のとおり、本定時株主総会において当社株主の皆様の過半数のご承認を得ることを条件としします。本対応方針の有効期間は、本定時株主総会終結の日から2年間とします。

当社は、本定時株主総会で当社株主の皆様のご承認を得た後も、法令等の改正又は整備等を踏まえ、当社の企業価値及び当

社株主の皆様共同の利益の維持・向上の観点から、原則として、平成19年以降の毎決算期後3ヶ月以内の期間において、本対応方針及び本ガイドラインの改廃の要否を検討し、その結果について適用ある法令及び証券取引所規則に従って適時且つ適切な開示を行い、本対応方針に関して重要な改廃が必要と判断される場合には適宜会社法に規定される手続に則り当社株主総会で株主の皆様のご意思を確認させていただく予定です。

なお、当社は、今後、本新株予約権の発行を決議した場合には、その詳細について適用ある法令及び証券取引所規則に従って適時且つ適切な開示を行っていく予定ですが、当社株主の皆様及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付行為が行われた場合には、その後の動向把握等に努められますよう宜しくお願いいたします。

以 上

新株予約権ガイドライン（骨子）

1. 目的

新株予約権ガイドライン（以下「本ガイドライン」という。）は、当社が平成18年6月27日開催予定の当社定時株主総会において、当社株主の過半数のご承認を得ることを条件に導入する当社株券等⁵の買付行為に対する対応方針（以下「本対応方針」という。）に関し、当社取締役会及び当社特別委員会が、大規模買付行為者が出現した場合に、当社の企業価値及び当社株主の皆様共同の利益の維持・向上のため、本新株予約権の発行による対応の是非等を判断する場合に備え、予めその手続及び行動指針を定めることを目的とする。

なお、本ガイドラインにおいて、「大規模買付行為」とは、特定株主グループ⁶の議決権割合⁷を15%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が15%以上となるような当社株券等の買付行為（いずれも事前に当社取締役会が同意したものを除く。）を意味し、「大規模買付行為者」とは、大規模買付行為を行う者及び行おうとする者を意味するものとする。

2. 本新株予約権の発行の決議を行うことができる場合

特別委員会は、大規模買付行為が、当社の企業価値又は当社株主の共同の利益を毀損する可能性がある、又は、それらの中長期的観点からの維持並びに向上に資さない可能性がある大規模買付行為であって、次の(1)ないし(6)に規定される要件のいずれかに該当する可能性があると思われる事情が存すると判断する場合には、原則として本新株予約権を発行することを当社取締役会に勧告するものとし、当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重し本新株予約権の発行を決議するものとする。なお、当社取締役会は、特別委員会への諮問を経た上で、特別委員会による別段の勧告がない限り、本新株予約権の発行を複数回にわたり行うことができるものとする。

(1) 本対応方針に定める手続を遵守しない大規模買付行為である場合

(2) 下記のいずれかの類型に該当すると疑われる相当な根拠ないし事情が存在する場合

①真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で

5 株券等とは、証券取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。本ガイドラインにおいて特段の断りがない限り、以下同じ。

6 特定株主グループとは、①当社の株券等の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含む。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。）、②当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいう。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含む。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいう。）、③上記①又は②の者の関係者（①又は②の者に助言を行うファイナンシャル・アドバイザー、弁護士又は会計士等を含む。）を意味する。本ガイドラインにおいて特段の断りがない限り、以下同じ。

7 議決権割合とは、特定株主グループの具体的な買付方法に応じて、(i) 特定株主グループが当社の株券等の保有者及びその共同保有者である場合の当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいう。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいう。）も計算上考慮されるものとする。）又は(ii) 特定株主グループが当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいう。）の買付け等を行う者及びその特別関係者である場合の当該買付け等を行う者及び特別関係者の株券等保有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいう。各株券等保有割合の算出に当たっては、総議決権（同法第27条の2第8項に規定するものをいう。）及び発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいう。）は、有価証券報告書、半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとする。本ガイドラインにおいて特段の断りがない限り、以下同じ。

大規模買付行為を行っている場合（いわゆるグリーンメイラー）

- ②当社の経営への参加の目的が、主として当社の事業経営上必要な企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該大規模買付行為者又はそのグループ会社等（主要な株主及び出資者並びに重要な子会社及び関連会社を含む。以下同じ。）に移譲させることにある大規模買付行為
 - ③当社の経営を支配した後に、当社の資産を当該大規模買付行為者又はそのグループ会社等の債務の担保や弁済の原資として流用する予定で、当社株券等の取得を行っている大規模買付行為
 - ④当社の経営への参加の目的が、主として、会社経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか或いは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株券等の高価売り抜けをする大規模買付行為
 - ⑤大規模買付行為者の提案する当社株券等の買付条件（買付け等に係る対価の金額、内容、時期、方法、違法性の有無、実現可能性等を含むがこれに限らない。）が、当社の企業価値に照らし不十分、不適切なものである大規模買付行為
 - ⑥大規模買付行為者の提案する買収の方法が、二段階買収（最初の段階で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目以降の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等の株式買付を行うことをいう。）などに代表される、当社株主の判断の機会又は自由を奪う構造上強圧的な方法による大規模買付行為
- (3) 大規模買付行為者による支配権取得により、当社株主の皆様はもとより、当社の顧客、従業員その他の利害関係者の利益を含む当社の企業価値の毀損が予想され、当社の企業価値の維持・向上を妨げるおそれがあると判断される場合又は大規模買付行為者が支配権を取得した場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の当社の企業価値の比較において、大規模買付行為者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値と比べ明らかに劣後すると判断される大規模買付行為である場合
- (4) 大規模買付行為者の経営陣又は主要株主に反社会的勢力と関係を有する者が含まれている場合等、大規模買付行為者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合
- (5) 法令又は当社定款に違反する大規模買付行為である場合
- (6) 大規模買付行為が行われる時点の法令、行政指導、裁判結果、証券取引所の規則により、当社の企業価値ないし当社株主の共同の利益に重大な損害をもたらすおそれのある大規模買付行為であると認められている大規模買付行為である場合

なお、当社取締役会は、特別委員会への諮問を経て、且つ特別委員会からの勧告を得た上で、本新株予約権に、当該大規模買付行為者及びその一定の関係者（(i) 大規模買付行為者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受若しくは承継した者、(ii) 大規模買付行為者及び (i) に該当する者の関連者（実質的に、その者が支配し、又は、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者として、特別委員会の意見を徴した上で当社取締役会が合理的に認めた者、又はその者と協調して行動する者として特別委員会の意見を徴した上で当社取締役会が合理的に認めた者）を含む。但し、当社の株券等を取得又は保有することが当社の企業価値及び株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者を除く。）による権利行使は認められないとの行使条件を原則として付すものとする。

3. 本新株予約権の発行を取り止める場合

当社取締役会は、次の場合には、上記2. にかかわらず、原則として、本新株予約権の発行を取り止めるものとする。但し、原則として、新株予約権の割当基準日の4営業日前（権利落日）以降の発行中止は行わない。

- (1) 当社の総株主の議決権の2分の1以上を有する株主（但し、大規模買付行為者を除く。）が公開買付けに応じる意思を表明した場合
- (2) 特別委員会が、大規模買付行為が上記2に定める要件のいずれにも該当する可能性があると思われる事情が消滅した等の理由により、本新株予約権の発行を行わないよう勧告した場合

4. 特別委員会

特別委員会は3名以上で構成され、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、社外取締役もしくは社外監査役及び大規模買付行為につき利害関係のない弁護士等の外部有識者から、当社取締役会により選任される。なお、外部有識者の場合は、当社に対する善管注意義務条項等を含む契約書を当社との間で締結するものとする。また、特別委員会の勧告内容の決定については、原則として、委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。

5. 適時開示

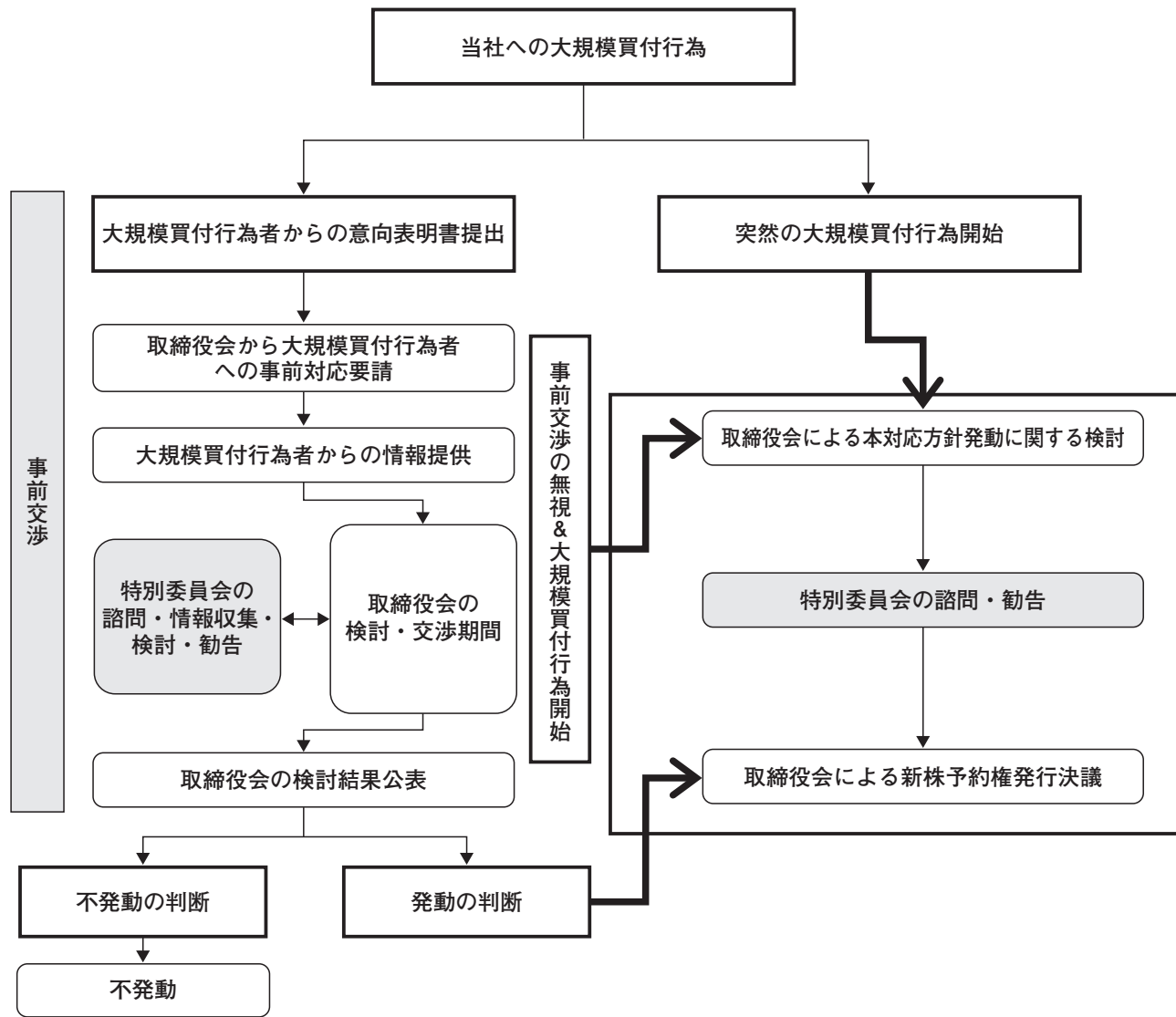
当社取締役会は、本対応方針上必要な事項について、当社株主及び投資家に対して、適用ある法令及び証券取引所規則に従って、適時且つ適切な開示を行うものとする。

6. 本対応方針及び本ガイドラインの改廃

当社取締役会及び特別委員会は、法令等の改正又は整備等を踏まえ、平成19年以降の毎決算期後3ヶ月以内の期間において、本対応方針及び本ガイドラインの改廃の要否を検討し、その結果について適用ある法令及び証券取引所規則に従って適時且つ適切な開示を行う。さらには本対応方針に関する重要な改廃を行う場合には、適宜会社法に規定される手続に則り当社株主総会の決議にかけるものとする。

以 上

本対応方針・フローチャート



別紙Ⅲ

新株予約権の概要

1. 新株予約権付与の対象となる株主及びその発行条件

当社取締役会が定める基準日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（但し、当社の有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で、新たに払込みをさせないで、新株予約権を割当てる。

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的である株式の総数は、当社定款に規定される当社の発行可能株式総数から発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く。）総数を控除した数を上限とする。新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、1株とする。但し、当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

3. 発行する新株予約権の総数

新株予約権の割当総数は、当社取締役会が別途定める数とする。

4. 新株予約権の払込価額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

5. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産は、1円以上で当社取締役会が定める額の金銭とする。

6. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

7. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の行使条件は当社取締役会において別途定めるものとする。

なお、原則として、議決権割合が15%以上となる大規模買付行為者及びその一定の関係者¹による行使を認めないこと等を

行使の条件として定めるものとする。また、米国に所在する者に対しては自らが米国1933年連邦証券法の下におけるルール501(a)に定義する適格投資家(accredited investor)であることを表明保証すること等の誓約をすることを行使の条件として定めることができるものとする。

8. 当社による新株予約権の取得

- (1) 大規模買付行為者及び大規模買付行為関係者以外の新株予約権者が所有する新株予約権については原則として取得条項を付し、当該新株予約権1個につき、当社普通株式1株を交付することを対価として、当社がこれを取得する。
- (2) また、場合により、大規模買付行為者及び大規模買付行為関係者に該当する新株予約権者が所有する新株予約権を当社が取得する場合もあり得るものとする。かかる場合における、当該新株予約権者に対する取得の対価は、当該新株予約権1個につき債券、新株予約権付社債又は当該新株予約権に代わる新たな一定の条件等が付された新株予約権等とするが、詳細については、当社取締役会にて別途定めるものとする。

9. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の割当日、新株予約権の行使期間その他の事項については、当社取締役会にて別途定めるものとする。

10. 新株予約権証券の不発行

新株予約権証券は発行しないものとする。

以上

1 (i) 大規模買付行為者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け若しくは承継した者、(ii) 大規模買付行為者及び(i)に該当する者の関連者(実質的に、その者が支配し、又は、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者として、特別委員会の意見を徴した上で当社取締役会が合理的に認めたる者、又はその者と協働して行動する者として、特別委員会の意見を徴した上で当社取締役会が合理的に認めたる者)を含む。但し、当社の株券等を取得又は保有することが当社企業価値及び株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めたる者を除く。かかる一定の関係者を以下「大規模買付行為関係者」という。

別紙Ⅳ

特別委員会の概要及び委員候補者の紹介

1. 特別委員会の概要

(設置)

特別委員会は、当社取締役会により設置される。

(構成)

- (1) 特別委員会の委員は、3名以上とする。
- (2) 委員の選定にあたっては、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、社外取締役、社外監査役、社外有識者（弁護士等の専門家や民間企業の企業経営経験者等を想定しているが、これに限らない。）等から選任するものとする。選定にあたっては、特別委員の役割期待に鑑み、企業経営、証券会社に関する知見、当社の企業価値に関する見識、実務経験等を総合的に勘案して決定する。
- (3) なお、社外有識者の場合は、当社に対する善管注意義務条項等を含む契約書を当社との間で締結するものとする。

(任期)

原則として、当社取締役会がその者を特別委員に選任しその者が特別委員への就任を承諾した日から、その後最初に開催される当社定時株主総会の後に最初に開催される当社取締役会の終結時までとし、重任を認めるものとする。

(役割)

特別委員会は、原則として下記に規定する事項につき、新株予約権ガイドラインに基づき検討・審議を行い、その内容及び結果を当社取締役会に対して勧告する。

- (1) 大規模買付行為の内容の精査・検討
- (2) 本新株予約権の発行又はその中止の是非に関する事項
- (3) その他本対応方針又は本新株予約権に関連し当社取締役会が諮問する事項

なお、特別委員会の検討に際して必要な当社に関する資料の提供等を行うため、当社内に事務局を設置することとする。また、特別委員会は、当社の費用負担により、証券会社、投資銀行、会計士、弁護士その他の外部の専門家に対して、検討に必要な専門的な助言を得ることができる。

(勧告内容の決定)

特別委員会の勧告内容については、原則として特別委員会の委員全員が出席する委員会において、その過半数の賛成をもって決定する。

2. 特別委員会の委員候補者の紹介

中川 秀宣（なかがわ・ひでのり）

略 歴：平成2年4月	最高裁判所司法研修所
平成4年4月	弁護士登録（第一東京弁護士会）（現在に至る）
平成4年4月	長島・大野法律事務所
平成9年9月	カークランド・アンド・エリス法律事務所
平成10年4月	ニューヨーク州弁護士資格取得
平成11年9月	メリルリンチ証券会社東京支店
平成13年1月	メリルリンチ日本証券株式会社
平成15年4月	UFJストラテジックパートナー株式会社へ出向
平成16年8月	TMI総合法律事務所パートナー（現在に至る）
平成18年6月	株式会社ニッシン社外取締役就任予定

西澤 益男（にしざわ・ますお）

略 歴：昭和35年4月	大和証券株式会社
昭和60年4月	同社 秘書室部長
昭和62年4月	同社 転換社債部長
平成元年5月	同社 営業副本部長
平成元年6月	同社 取締役
平成3年6月	同社 常務取締役
平成7年6月	大和証券投資信託委託株式会社 専務取締役
平成11年6月	同社 代表取締役副社長
平成15年6月	丸三証券株式会社 社外取締役（現在に至る）

宗近 博邦 (むねちか・ひろくに)

略 歴：昭和36年4月	大和証券株式会社
昭和61年12月	同社 取締役 株式本部副本部長、 株式トレーディング室長
平成元年6月	同社 常務取締役 株式本部長
平成3年6月	同社 専務取締役 事業法人営業本部長、 金融法人営業本部長、国際営業部、年金企画部、 運用企画部分担
平成6年6月	同社 取締役副社長
平成9年6月	ユニバーサル証券株式会社 取締役社長
*平成12年4月	つばさ証券株式会社 取締役社長
*平成14年6月	UFJつばさ証券株式会社 取締役社長
平成15年4月	同社 特別顧問
平成16年3月末	同社 特別顧問 退任
平成16年2月	学校法人明治大学 評議員 (現在に至る)
平成16年4月	学校法人明治大学 理事 (現在に至る)
*合併による商号変更	
主な公職：平成12年7月	日本証券業協会 理事 日本証券業協会 自主規制委員会委員長 日本投資者保護基金 理事
平成14年7月	日本証券業協会 副会長 日本証券経済研究所 会長
平成15年7月	日本証券業協会 顧問 (現在に至る)

以 上

以上が第88期定時株主総会招集ご通知添付書類であります。

株主優待のご案内

3月31日時点での株主様に魚沼産コシヒカリ（新米）を贈呈しております（100株以上1,000株未満ご所有の株主様に2kg、1,000株以上ご所有の株主様に3kgを贈呈）。10月中旬頃に送付いたします。

株主メモ

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
期末配当金受領株主確定日	3月31日
中間配当金受領株主確定日	9月30日
定時株主総会	毎年6月中に開催
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
同事務取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
同連絡先	〒137-8081 東京都江東区東砂七丁目10番11号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 0120-232-711（通話料無料）
同取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
公告掲載	電子公告により、当社ホームページ（ http://www.marusan-sec.co.jp ）に掲載いたします。なお、やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載いたします。

単元未満株式の買取請求および 買増請求のお取り扱いについて

単元未満株式（100株未満株式）の買取請求および買増請求は、三菱UFJ信託銀行本・支店および当社にて受付けております。

ただし、買増請求につきましては、株券保管振替制度をご利用されている場合は、お取引の証券会社にお申し出ください。なお、買増請求は、3月31日および9月30日から起算してそれぞれ12営業日前から当該日までの期間はお取扱いができませんので、ご留意下さい。

当社に関する情報がご覧になれます。
<http://www.marusan-sec.co.jp>



この報告書は、環境に優しい大豆油インキを使用して印刷しています。